

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-174）」

2. 日時：令和4年10月12日（水） 10時00分～12時15分
16時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須田 執行役員 他18名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子燃料サイクル部
サイクル戦略グループ 副長

九州電力株式会社 原子力発電本部
原子燃料サイクルグループ 担当 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 令和4年10月3日

- 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月5日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	交際しました。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:06	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:12	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	まず規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:20	藤本町会議室からコサクタジリタカナシオオハシセトガワシミズ。
0:00:28	とその他WEBからおうかフジワラ。
0:00:32	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし議題の構成の説明をし、
0:00:39	お願いします。
0:00:42	はい。増減ナカハマでございます。日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:49	須賀。
0:00:50	佐藤。
0:00:51	佐橋イシハラ。
0:00:54	セガワ。
0:00:55	フジノ。
0:00:57	タナカ。
0:00:58	シミズ。
0:00:59	サトウ。
0:01:00	ヌマヤマ。
0:01:02	イワタニ。
0:01:03	ヤマモト。
0:01:05	は、
0:01:06	違う。
0:01:07	ヤマモト。
0:01:09	イクラ。
0:01:10	ナカハマ。
0:01:11	以上となります。
0:01:13	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、画面共有させていただいてございます。
0:01:20	まず共通普及申請対象設備の選定、
0:01:24	そのあと、火災防護00-01。
0:01:29	以上。
0:01:30	の補足説明資料についてご確認いただきます。

0:01:34	それでは、クオーツ 09 より説明を差し上げます。
0:01:39	はい。日本原燃の棚田です。共通 09 の本日の説明なんですけどもまず初めにどのようにする、共通 09 のほうをご説明させていただく概略を設置、申し上げたいと思います。
0:01:52	文京都築の本部につきましては、今回、リビジョン 24 というものを提出させていただいておりますが、リビジョン 23 から変更点ご説明していなかったというふうに記憶しておりますので、そちらの方のご説明をさせていただきたいと。
0:02:05	というのが一つ目で、潰し 1-2 シリーズですね系統物の資料なんですけどもこちらの方につきましては、これまで溶解設備を代表ということで進めさせていただいておりましたが、今回は凝灰設備と取り合う設備ということで、
0:02:21	気体系の方で、3 設備、せん断処理溶解廃ガス処理設備というのと、塔槽類廃ガス、あとは換気設備というのを outsizing させていただいております。で、U T T の方では 4 設備ということで、
0:02:34	安全冷却水系、安全圧縮空気系長期は、大体安全冷却水系というものを outsizing させていただいてるんですけども、この中でも本日ご説明させていただきたいものとしましては、
0:02:46	北井の方につきましては凝灰設備とダイレクトに取り合わせせん断溶解、
0:02:52	排ガス処理設備というものになるんですけども、業界に限らずですね
0:02:58	最初に全体的な重要な建屋のですね、分離精製であったりガラス等と同じような系統構成をしております。塔槽類廃ガス処理設備と換気設備というものをちょっと中心に説明させていただきたいというのが、気体廃棄物の話です。で、
0:03:14	リティのほうに関しましては、
0:03:18	売上設備ですねいずれの安全コミュニティーを主工程と取り合うということはあるんですけどもその中でも、安全冷却水系につきましては、ディーゼル発電機との取り合いとかですね、安全圧縮空気系との取り合い、あとは、
0:03:32	燃料貯蔵系、F 施設というところも関係するということと、S A 設備の代表として、大体安全冷却水系を提出させていただいているということから、安全冷却水系を代表で、
0:03:45	説明させていただき、大体安全冷却水系というものを、続いて説明させていただくというような、
0:03:52	流れを考えております。で、本文と、その次に気体系の話で最後、安全安心、冷却水系と大胆冷却系ということで、大体三分、

0:04:05	このような構成にして、本文と、北井結城率ということで、一旦区切るような形で進めさせていただきたいなというふうに思っております。はい。
0:04:16	以上のような進め方でよろしいでしょうか。
0:04:20	はい。規制庁清水です。
0:04:22	結構です。
0:04:24	します。
0:04:25	はい、承知いたしましたそれでは共通 09 の本文ですね、リビジョン 24 ということで、令和 4 年 10 月 5 日提出させていただいたもの。
0:04:36	画面表示させておりますのでこちらの方で、重立った変更点というところをですね、ご説明させていただきます。重立った変更点につきましてはですねこの表紙の方は R20 ビジョン 24 ということで、別紙 1-2 シリーズを更新しましたというところなんですけども、
0:04:53	前回のリビジョンのところも含めてご説明させていただきますと、ページの方で言うと右ページで言うと、大分飛ぶんですけども、
0:05:02	右下の 20 ページの方になります。こちらの方が
0:05:06	添付の 2 というところになるんですけども、
0:05:10	再処理施設に要求される系統機能の整理ということで、主に今後説明さ、これから説明させていただきます別紙 1 の構成についての新垣荒牧というようなものをまとめておりました、再処理施設の特徴というのは、以前からご説明させていただいております通り
0:05:27	系統構成が複雑だとかですね、各設備に付加される系統機能というものが多数あって、どのように説明していくかというところを、これまでずっと検討しておりました、その選定のプロセスということにおいては、
0:05:41	別紙 1-2 のところでその系統をですね、どういうふうに主流路を特定していくかということで、事業変更許可の系統図、金融機関の系統図で最後に、詳細な設計図書である CFD とこういうように段階的に
0:05:57	主流の範囲というものを限定してってというプロセスがあって、その中でも
0:06:03	こういう機能があるかというところの整理というのが非常に肝要になってくるということで、①番というところで、どういうこと系統機能というものを整理しているかというものを、文書としてせ、まとめているところがございます。で、主に、
0:06:17	今回追加したところとしましては系統機能一覧というものを、表の 1 と、第 1 表として、後ろの 23 ページ以降に追加しているんですけどそれの、というか、整理の仕方でこの表ができてるかというものを説明させていただいているところが、そ、2 段落目ですね①

0:06:36	の2段落目のところのそこでというところになるんですけども、こちらの方に、どのようなプロセスで
0:06:43	表の1を作ったかというのを書いておりました基本的には
0:06:47	機能要求②というものを、
0:06:50	ピックアップしましてそれらの系統機能として要点を整理して、するという機能になってるかというのを整理しておるとというのが、表の1のつくりになっておりました、
0:07:02	②番の方の系統構成の方にしましてはどのようなプロセスであったかっていうのをまとめておりましたこちらの方が、
0:07:10	右下ページ、22ページの方のフローの方、
0:07:15	ちょっと今までわかりづらいようなフローになってたところ上から流れるような形のフローにしていたというのが、22ページで、23ページ以降のところ、第1表ということで、再処理施設に係る関係する系統機能というものを、
0:07:29	まとめておりました、以前は
0:07:32	系統機能の名称と紐づけ盤基本設計方針のひもづけ番号だけという記載になってたんですけども、概略的なその系統機能というところを、補足するような形で真ん中の列にですね、どういう機能があるかというものを、
0:07:46	説明を加えているというようなところが主な共通0基本分の変更点でございます。
0:07:59	本部の説明につきましては以上でございます。
0:08:03	規制庁田尻です。ちなみになんですけど、今回09の説明用解説のところ、やってその関連設備を幾つかって形になるんですけど09
0:08:13	イメージ
0:08:14	しましたっけ要は今回の意識せ代表例として、
0:08:20	それとも今後この部分に関しては特徴があるものなので別途説明
0:08:27	はい。日本原燃の真田でございます。今回の説明につきましては従来通り従来は余溶解というメインのところを押さえておりました、今回とりあえず、
0:08:37	喜多委員、さらに結城金というところの一連の一つの建物の中の系統構成というものは1塊として押さえられているかなというふうに考えておりますので、
0:08:49	他の建屋間、重要な、前処理建屋と同等のものというものの説明というものは、今回の説明で包絡できるかなというふうに考えておりました。
0:08:59	規制庁と2です。
0:09:01	あたりの考えをもう少し説明していただきたくて確かに多様なよところってのはあると思っていて冷却系であるとかそういうそっけってのは共

	通的にあるところって別にそのあとの工程もあらかたあるものがあると思うんですけど。
0:09:12	例えば福岡であるとかヨバイ県ところであるとか溶媒系に関しては2回ともに多様な形式ですっていう説明すんだったらそれはそれかなと思ってたんですけど、要は4階のところろうでは考慮してないところっていうのは幾らかあると思ってるんで、
0:09:27	言ったところは今回説明するこういったものと同等的なものだと。
0:09:36	はい。日本原燃田仲です。確かに始皇帝の方につきましては、どういう選定の方、やり方にするかというのは、多少設備の
0:09:45	不足というものが出てくるかなというところはあるんですけども、基本的なところにつきましては業界でご説明させていただいた通りまずは閉じ込めを中心に、主体、
0:09:56	主となるところを押さえておきまして、その周辺に関わる確かに水素掃気の話であったりそういうところをピックアップしていくという流れになっておるので、基本的に
0:10:07	工程を押さえておけば、はい。はい、規制庁コサクです。一生懸命しゃべらずにですね頭の整理をしてからお話いただければいいかと思えます。
0:10:22	主工程とか、主要な閉じ込め、水素掃気はっていうのではなくて、
0:10:28	それ以外2説明すべきポイントってないと思っていいますかということではそれは、具体的にはその拾えてない条文ってどこがあって、
0:10:39	それはどの条文と類似しているの、それって、見方はわかると思えますってということなのかっていうのを、抽出して説明していただくということだと思ってます。
0:10:51	で、今少し例示したところ例えば、例えばTBP、
0:10:56	の反応抑制なり停止ということでしょうし、
0:11:03	それ以外にもいくつかあるとは思いますが、そういう視点から説明してもらえますか。
0:11:13	はい。日本原燃田中です。今、すいません私の方、ちょっと一方的に頭がこちら、始皇帝とかそちらの方に行ってしまったところではあるんですけども、
0:11:23	おっしゃる通りTBPの反応抑制、そういうところにつきましては、溶解の
0:11:30	委員会になった時の
0:11:32	可溶性中性子の注入とそういうところと類似してるところではあるかとは思いますが、完全に一致してるかということそうでもないかなというところもありまして、
0:11:45	はい。

0:11:47	というところはあるんですけども、一連のインターロックの流れで事象を収束させるという意味では、同じ傘の下にあるのかなというふうに思います。
0:11:57	すいません日本原燃、石原でございます。共通 09 の中で我々が今回説明しなきゃいけないポイントは大きく二つあると思ってます。
0:12:06	一つは別紙 2 で紐付けて条文であったり、機能要求等の設備とのリンクを整理をして、必要な設備が洗い出されているかという説明をするということ。
0:12:19	もう一つは、ある系統見たときに、収量の設定であったり、枝管だったり馬場バイパスとかの要は車両対象外するところの線引きであったり、
0:12:30	設備川俣がどこの境界の考え方であったりという、設備選定に係るプロセスとしての流れ、やっぱりその考え方というのを説明をすると、大きく二つあると思ってます。
0:12:41	だ、
0:12:44	そういう意味で先ほど多田が説明した、一つの建屋をとって、ユーティリティであったり関係であったりプロセスだったりを抜き取ることによって、保護者の方は、
0:12:54	一つの建屋を例示すれば説明がし切れると思ってます。問題はおそらく前者の機能を、市場分が要求される機能と設備の関係による、
0:13:04	もれなくちゃんと設備を抽出されるかという観点でいきますと、今の時点で多分整理ができてないので今一度条文との紐づけを整理をして抜けなく、その要求事項の達成ができるという抽出のプロセスというのがです、
0:13:20	説明し切れるかというところで、
0:13:23	代表選手の選び方に抜け漏れがないかということ整理をして説明させていただければと思います。以上です。
0:13:30	はい。古作です。よろしくお願ひします。先ほど田尻から例示のあったガラス固化の関係だと、熔融炉って非常に特徴的な、
0:13:41	施設
0:13:44	この間少しどなたか、誰かからのズルーでのその扱い。
0:13:50	などがどう考えるんだっていう話も少しあったような気がしますけど。
0:13:57	他ではないような、
0:14:00	機器なり、機能というのが、大枠でいうととじ込み機能になっちゃうんですけど、あって、
0:14:07	その辺りは少し、
0:14:10	そちらから説明を能動的にさせていただくのがこちらが質問してから対応するのかわかりませんが、確認が必要なんじゃないかなというふうには思って。

0:14:21	です。
0:14:23	そういったところどの程度そちらからするおつもりですかっていうこともあるかなと思うんですけど、そのあたりはな。もうこれで、こういうふうを確認してもらえればみたいなことがあれば、
0:14:37	先ほどの整理の中で説明いただければいいかなというふうに思います。以上です。
0:14:43	宮城西田です。今、音声が少々お待ちください。
0:15:13	すいません。二本木西浦でございます。それでちょっと一度整理をさせますがちょっと今まで資料を作りながら、中で話をしながら、私のイメージとしては、
0:15:25	おっしゃっていただいている通り、
0:15:28	ガラスよみたいに遠隔でいろんな作業を運転中にすると言ったりあとはフランジで取り合っていてメンテナンスの時にその範囲が変わったりという特徴があるところ、あと、
0:15:40	もう一つは、イメージとしてあるのは、これで濃縮関連は法令報告対象としてやって閉じ込めを担保するといったようなプロセス上のこれも、うちも広いてあるかもしれないですけど、他と違う特色みたいなものもあると思います。
0:15:55	そういうものを適切にピックアップをして、ご説明ができるように準備をさせていただければと思います。以上です。
0:16:07	はい。規制庁谷井です。全体の09 全体の話としては今のお話があった通りなんで御説明よろしくお願ひ。
0:16:16	そのまま、ちょっと指導の江藤でる9の本体の資料の線で1点、2点確認させていただければと思うんですけど。
0:16:23	今日国会追加章としては20、
0:16:28	言われたと思うんですけど、
0:16:30	大きく2点なんですけど、
0:16:34	若干最近ゼロの資料の方で閉じ込めとかの話をやったこともあってというところなんですけど、
0:16:40	閉じ込めるところとかで閉じ込めでいうと、他に許可のところというSSPの話であるとか他の貯蔵閉じ込め系のやつってこといろいろ関連しますよというような整理をされたと思うんですけど。
0:16:50	そこそこでの整理の考え方って整合するものうですかね今住所の取り込みのところで、
0:16:56	使用済燃料等を貯蔵するっていうところはやや書かれていてで、その下の本人、

0:17:02	言って何か背景のところとか整理をどうしてるかなっていうので十条との関連で、どこまで書くことにしてるかっていうところを一応確認をしておきたいんですけど。
0:17:19	はい。日本原燃田仲です。閉じ込め関連の方の選定ということでしたけども
0:17:27	今回ご説明します
0:17:30	槽類とかですね気体廃棄物の方に関しましても閉じ込めと関係のある、はい。24条の廃棄を中心に抜き出しております、その中で、全体的な経路を示しております。
0:17:42	それと、10条の中の、負圧であったり、放射性物の閉じ込め、そういうものの範囲というものを比較して、20条の中で、
0:17:55	もう代表されるような形になっているというふうに整理しております、基本的に24条の枠の中で、
0:18:03	衛藤というものを示しているというのが液体廃棄の方の考え方になっております。
0:18:09	規制庁鳥居ですどこから抽出されてるっていうところかというとそこは認識してるんですけど、この間閉じ込めの鉄を
0:18:17	00シリーズのとじ込みの方の資料の時に、とじ込みの中の
0:18:22	今日ほかに中継のやつってのはとじ込みに大きく変わっていった、そこから廃棄施設だろうが、
0:18:29	どうだろうがいろいろぶら下がるような形にっていう話なんで要は
0:18:32	ダブルカウントに近いような形なんですけど10条にも関連してSFPの条文だとか、廃棄の条文の両方を関連するって書くようにしてるのか、今なんかまちまちな気がして授業のところから4段目ぐらいのところ修繕料等をちょっと含む溶液のほかにチェックするので、水冷却の花Cはここで、
0:18:52	他の。
0:18:54	要は空気冷却系とかそっち系の話っていうのは、
0:18:59	書き方が違うだけっていう整理な
0:19:01	どういうふうに、
0:19:03	けど24条のところって、放射性気体廃棄物とか液体廃棄物とか、他入るところ行ったら放射性固体廃棄物
0:19:11	というのがあって、そこでバランスを答えを冷却する機能というのが書かれてるのは認識した上でなんですけど、こっちは十条と関連しないと整理するんですけど。
0:19:27	すいません少々お待ちください。
0:19:30	ちょっといいです次やってるんですけど

0:19:33	漏れがあるかっていうと、どっちかで引っ張ってきてるのはもう変わりつつ、ただいや重なってたとしても広い方でも、個別の方でも取るっていうふうに整理してるのかどうかとか、そのセイリガクについて確認しておきたいというのが趣旨なので、
0:19:49	日本原燃の瀬川です。今ちょっと崩壊熱のところを例示されてましたけどまずちょっと閉じ込め他条文関連するものだと換気だとか廃棄施設ってのが、10条に閉じ込め、閉じ込めと関連するものとして、
0:20:04	整理されていて、その拾い方どうしてるかというのが、すみませんちょっと今換気の方を先に説明しちゃいますけれども、
0:20:11	別紙 124141、半期設備前処理建屋ってやつはしまして、
0:20:19	これの資料のですね 2 ページを、とりあえずちょっと開いていただきたいんですけども、詳細中身は後でまた紹介いたしますが、2 ページのところに目次書いておりますがこの下、換気設備といったものの関連条文としてはですね、
0:20:34	(2) のところに書いてある通りですね 20 条 28 条十条、重複するものすべてを拾うというような形で、どっかを省略するというようなことはやらずに、こういった形で
0:20:49	関連するものを拾い上げるというような整理をさせていただきます。一方崩壊熱除去の方ですと、
0:20:59	崩壊熱よく何か崩壊熱除去は閉じ込めにそのまんまぶら下がってしまいますけれども、そういう意味で今回の資料では見えないんですね。貯蔵設備が今回設備として見せてないので、
0:21:18	閉じ込め崩壊熱除去ですと 10 条にも絡みますし、あと廃棄施設だとか、FF 施設だとかにも崩壊熱除去の要求があるので、
0:21:31	そちら、そちらとの紐づけもやらなきゃいけないんですが、すみません実例ないんですけども、今の換気設備と同様にですね、関連する条文ですべて拾い上げると。
0:21:44	閉じ込めで拾ってるから他の条文拾わないとかで、そういった対応はしてないということでございます。ちょっとすみません実例見せられなくて申し訳ないですけど以上です。
0:21:52	規制庁たりです別紙の
0:21:55	長井谷津さんところ行った時にそれぞれ書いてあるのは認識してるんですけど例えば 23 ページとかのところで、最初に施設に求められる系統機能の一覧っていうふうにやった時に例えば 10 条とかはここに述べられていて、
0:22:07	こういったところでどこまで書いてますっていうのをだって個別のこと言ったら、それぞれの条文があるのはちょっと今回の背景とか安全冷却水

0:22:16	けど、たまたま今回貯蔵施設がなかったんで、ここんところを見たときに、この十条、10章だと、これどっかで読む
0:22:24	のは、
0:22:26	すいません日本原燃志田でございます。多分、書き方が、
0:22:32	あれですね確かに情報が古いと思ってます。前にお出しした閉じ込め最初の閉じ込めをつけたカラーが、絵でいきますと、主要原料等を含む溶液の崩壊熱除去ってところに、
0:22:47	使用済み燃料を溶解液という意味づけだけの話系だけの話も、安全冷却水系とかの冷却による崩壊熱除去だけをターゲットにしてそれ以外のものは各条文に触れるっていうのが、
0:23:01	以前お出しをしたからのパターンだったと思います。
0:23:05	その上でいくと、この整理になるんですね。ただいま整理をし直し、お出しをしてしようとしているのが十条あくまで親ですと、我々すべての崩壊熱除去を賄えますという、ここは括弧水系冷却なんて言葉は要らなくて、
0:23:20	親としての役割をちゃんと書いた上で子供をぶら下げるということでこの整理の中でどこまで書きますから、全体の崩壊熱以降の方針なり系統構成の話は、この十条で請負いますということも決め付けをして多分、親だけで走ると。
0:23:36	ということのかなと思いますはその辺が大分どっちつかずというか古い情報で大分整理されているので、ここを最新化しないとイケないのかなと思います。以上です。
0:23:45	はい。規制庁丹治ですぜひいまだに今言っていた通りでただ情報館の整理を先にさせてやったところもあるので、すべて
0:23:54	ではないかなと思っちゃうんですけど、一応認識合わせとかないところがか古いまま残っていることもあっちゃう良くないなっていうところがあったので、職員させていただきました
0:24:02	今お話だと整理に伴いながらここを直していただけるということかなというふうに認識しましたのでちょっと理解いたしました。
0:24:12	規制庁コサクです。
0:24:15	MOXの時もそうでしたけど、各条の00ろう、今回だと01。
0:24:23	の資料ができ上がらないと。
0:24:26	大本の基本設計方針がフィックスしないと。
0:24:31	ということそれから展開をするこういう作業もうフィックスしないという形になってですね。なので、なるべく上流を早くやらないとねっていう話をしつつ、結局最終段まで、
0:24:44	00資料のヒアリングが続いたと。
0:24:48	最初にも続いていると。

0:24:50	いう状況なのですけど、
0:24:53	補正をすでに1回されちゃっているところではありますけど、今後、数補正をされていくと。
0:25:03	いうところからして、どう進めていくんだらうという、
0:25:08	ちょ、
0:25:09	航路で、
0:25:11	お考えありますか。
0:25:23	はい。日本原燃車でございます。
0:25:26	おっしゃっていただいてMOXの高に後手後手になってしまって全体の頭にあるのは00資料で全せっかく条文の役割分担なり各条文での設計方針をちゃんと固めないと、いろんなものに波及するというのはおっしゃっていただいている通りだと思います。
0:25:42	そういう意味でやる順番としては先週お話をさせていただいた、共通項目個別項目の業績不振の書き分け、役割分担であったり、
0:25:53	閉じ込めをひけた複数条文がぶら下がるものを、あと技術、技術基準規則で新たに要求されたものの共通項目って何だろうというところの整理を早急にやって、
0:26:04	資料としてはスケジュールでも明日お出しするということを示したいと思えますことを、早く片付けてですね00資料に展開をしてそれをもとにその親になるものに、速やかに展開をしていくと。
0:26:18	当然作業としては並行してやりながら
0:26:21	すべてのアウトプットを敷地そろえていくということをやらせていただこうと思ってました。そういう意味では週末下水料金共通個別の書き分けの話は整理をさせていただいて今一度説明をさせていただこうと。
0:26:35	いうふうに考えてたところでございます。以上です。
0:26:39	はい。補足です。今言われたところからすると、今日までの資料はまだ十分反映しきれてなくて宙ぶらりんな部分が残ってますすいません。
0:26:50	いうところだけれども、次から提出される資料については、金002展開する考え方みたいなところを整理をしそれに応じた00を提示し、
0:27:04	その内容に応じた個別の資料提示をすると。
0:27:09	ということで、それを、
0:27:11	内数に共通09もあるよと。
0:27:14	ということで次回提出版でしっかりとまとめたものを見て欲しいということですかね。
0:27:23	はい。井上西原でございます。はい。そういう形でやらせていただければと当然ながら我々並行しても何でも、なるべく早く片付けますけども見ていただくのがそういう形で見ていただければと思っております。以上です。

0:27:41	規制庁清水です。他と共通0基本分について、規制庁側から確認ごさいますでしょうか。
0:27:49	規制庁甲斐です。ちょっと今の議論に関係してなんですが、今受理している共通09-別紙1-1シリーズっていうのは、
0:27:59	今ヒアリングをやっているような状況じゃなくてもいろいろ見直されて、いろいろ変わってきているようなところってあるんでしょうか。
0:28:13	はい。日本原燃の田中です。現在準備しております7-2シリーズ、本日、
0:28:19	ご説明以外のものにつきましては、
0:28:23	前回までご説明させていただいた溶解設備と同等のですね図、図表とかですねそういうすいません、ちょっと違まして、
0:28:33	今、第1回の申請に応じた基本設計方針等を、
0:28:39	見直している条文等見直さない条文があると思っていて、で、えっとですね。
0:28:45	今提出、受理している別紙1の1が、廃棄条文なんかが、前回までかなり、
0:28:53	項目番号がたくさん振られて、10個ぐらい振られていたのが、今回3と4というふうに2個しか
0:28:59	売られてなくてそれに相当する設備っていうふうに整理されてきて、別紙1-1は受理してませんので、そういうところが見直しがあったのかなっていうそういう確認なんですけど、いかがですか。
0:29:21	日本原燃田中です。おっしゃる通り別紙1-1につきましてはまだ提出しておらない状況にありますので、耐震の
0:29:31	状況を踏まえてですね、提出するものというふうになっております。
0:29:38	規制庁から今、我々が受理しているものが、1-1の方も少し古い情報ということで、今ヒアリング等やっているような条文じゃなくても、
0:29:49	いろいろ社内で見直ししながら、順次最適化を進めるとかそういうことという理解でよろしいですか。
0:30:00	稲毛田中です。その通りでございます。
0:30:04	はい。清と岡部処置しました。あと先ほどの閉じ込めの関係で、先日の閉じ込めのヒアリングで汚染防止の話があって、第1項の方は、MOXにそれをそろえて建屋の
0:30:18	紐づく条文として、
0:30:20	設備抽出に利用する第2項の、
0:30:24	方は、許可の時には明記はしてなかったけど、次、技術基準の要求とかあと発電炉の記載を眺めながら、

0:30:34	整理しましたっていうような説明を受けて今回 26 条の汚染防止が書かれてこなかったんですがその辺はどういう扱いになってますでしょうか。
0:30:50	はい。日本原燃田仲です。26 条の方につきましては
0:30:54	ちょっと十条達せ。
0:30:56	同じようなセットというような考えでおりまして、閉じ込めの中に包絡されるようなものというふうに考えて、選定の方は進めておりました。
0:31:07	はい。規制庁甲斐です。それでその共通部分というより建屋個別として扱うというふうに聞いていて、ボックスの時も、これ共通じゃないですかって伺って、個別で扱っていますっていうふうに、
0:31:21	言われたんですが、ちょっと案、今後、項目としてちゃんと抽出されるかそういう方向なんでしょうか。
0:31:44	少々お待ちください。
0:32:19	日本原燃高津お待たせいたしました。26 条の方につきましては、施設共通というような整理のところ、丸尾副いるという状況です。
0:32:29	はい規制庁からです。なので土地MOXの常盤掛谷に対して行くと、共通ではないっていうふうに扱っていたので扱いが違うなと思って伺った次第なんですけど、
0:32:41	その辺はどうなんですかっていうことなんです。
0:33:01	はい。日本原燃の田仲です。
0:33:04	26 条の方に関しましては整理の仕方としては、丸はつくんですけども系統物というものの整理にはならないということでこの別紙 1-2 とかには登場しないものになっております。
0:33:18	はい、規制庁課ですわかりましたじゃ、そういうところも少し言葉で補うような感じでこういう条文が、こういう考えですっていうことをちょっと網羅的に、
0:33:28	示していただいた方がいいかなと思いますのでよろしくをお願いします。
0:33:36	本日説明を受けた添付 2-20 ページのところ、今までもずっと提出された資料の 1-2 シリーズっていうのが、そのあとの場もナンバリングが、1-2 のなんちゃら何ちゃらっていうふうについていて、この
0:33:51	ナンバリングポリシーっていうのを少しかがわせていただけますでしょうか。
0:34:07	はい。人間のタナカです。今ご質問いただいたのは、鬱 09 の本文の
0:34:16	椎野。
0:34:19	右下の 27 ページ以降の別紙リストの方の、それぞれの別紙の番号の付け方とかそういう、そういう、
0:34:28	ことでしたでしょうか。

0:34:30	はい、規制庁下です例えば 33 ページ目から、1-2 シリーズが始まるんですが、先ほどおっしゃった通り
0:34:37	まずは廃棄廃を中心にみたいな感じで 1-2-4 シリーズが、
0:34:43	作られてるのかなとかそういう想像はできるんですが、そこまで、まず、名称は書いてないのでどういうポリシーでここがナンバリングされてるのかっていうまずそのポリシーをうかがわせてください。
0:34:58	はい。日本原燃の田中です。こちらの方の番号の取り方としましては、系統棟の設備が抜き出される設備を列挙しまして、それぞれの設備区分ごとにですね、
0:35:09	番号振っておりますまず紙 1-2 というところまでは再処理の系統物の固有の番号になっておりまして、それ以降の番号、4 番の方が、はい。であったりとかですね、
0:35:21	2 番の方が、
0:35:23	1 工程の、
0:35:24	ものの番号、
0:35:27	一番の方が、
0:35:29	例えば
0:35:31	33 ページ一番上の方になってくると、燃料貯蔵の方は 1-2-1 とかそういうところでは江田番号を振って整理しているというような、番号の振り方になっております。
0:35:43	はい。正当化ですか。そういう想像がつくので、ちょっとそこを、33 ページ目からのところでも、今の
0:35:52	別紙のタイトルにはしっかり書いてくれるところはあるんですが、ここでは全部同じ設備とかで書いてしまっているんで、少しここでしっかり明記していただくのと後、別途、
0:36:03	枝番の三つ目や四つめあたりはどういう考えでこういう、
0:36:08	ふうに振られてるのかっていうのをどこかで少しまとめておいていただきたいんですが。
0:36:13	はい。日本原燃田中です。こちらの別紙リストの方でどういうふうな層になっていることがわかるような形にちょっと工夫してみます。はい。
0:36:23	はい。規制庁加来ですよろしく申し上げます。
0:36:26	私からは以上です。
0:36:32	規制庁清水です保管規制庁側から、共通ジャッキ本体について、確認等ございますでしょうか。
0:36:43	竹井は続いて原燃側から北井君系ですかね、資料の説明をお願いします。
0:36:51	はい。日本原燃タナカですそれでは浅部に続きまして、
0:36:57	気体廃棄の方で、本日ご説明させていただく、別紙 1 の 2-4-1-2。

0:37:05	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の方のご説明。
0:37:10	に移らせていただきます。画面の方、
0:37:13	お願いします。
0:37:20	はい。それではご説明の方に移らせていただきます。初めに、1ページめくっていただきます。
0:37:29	目次がありまして、
0:37:39	すいませんちょっと画面共有の方がちょっと重くなっておりまして、ちょっとスムーズに動かなくなっておりますが、
0:37:50	はい。
0:37:51	右下で言うと2ページの方からが、
0:37:57	こちらの方はすでに提出させていただいておりました溶解設備になられた目次の方を、詳細に展開しているというようなところは展開されておりまして、右下で言うと、続きまして5ページの方をお願いします。
0:38:13	こちらの方がですね塔槽類廃ガス処理設備ということで、24年の廃棄施設というものを中心に抜き出してきているということで、関連する条文の方を、ポツで設計基準Bポツの方では、重大事故に関係する条文と、
0:38:28	いうものを並べているのが5ページになっております。
0:38:33	続きまして6ページの方になりますと、
0:38:38	こちらの
0:38:40	(2)の3段落目のところに書いております通りこちらの方主な種類の特定にあたっては20条の廃棄施設に着目して、特定しているというところを前置きさせていただいて、
0:38:52	次ページ、7ページ以降ですね、
0:38:57	それぞれの条文に対する資料というものを設定している、おります。
0:39:04	7ページから始まってこちらの方が、排気機能ということで、9ページのほうにシステムの概略を示しております。
0:39:21	続きまして、
0:39:29	あれ。
0:39:32	すいません。画面共有してる資料がちょっと異なっているようでしたので少々お待ちください。
0:39:46	ついてるやつ、上から二つ目。
0:40:22	すいませんお待たせいたしました今画面に表示されているのが、
0:40:27	水本庄の排気から抜き出した主流路の概略になっておりまして、次ページ以降、右下10ページ以降が、先ほど言いました24条と同じようなシステム構成になっている10条の閉じ込め機能に関係するものが、
0:40:43	10ページから11、12ページまでが続きます。
0:40:51	13ページの方が、重大事故の

0:40:56	レートになるんですけども、初めに出てくるこの38条廃ガス貯留の方につきましては、この塔槽類廃ガス処理設備がメインになっていくというわけではなくて、系統の途中からですね、溶解廃ガス処理設備が合流してそこ、それ以降が兼用するというので、
0:41:13	配管の一部だけ兼用してるというのがこの廃ガス貯留になっておりますこれが13ページ、14ページになっておりまして、
0:41:20	15ページの、
0:41:23	39条の蒸発乾固の対策で、貯層の注水ということに関すること。
0:41:30	15ページにします。
0:41:35	これは、
0:41:43	規制庁仮設表示できなくても、結構時間かかりそうなので順次ページ数を言いながら説明していただいて、承知いたしました。それでは右下で右下の方のページ番号、
0:41:56	申し上げていきます。15ページの方が39条の関係するところになっておりまして、こちらの方での先ほどの廃ガス貯留と同様で、
0:42:07	それに対する説明、一部を使ってですね、注水するというので、16ページの方を見ていただきますと、一部のところだけが
0:42:17	塔槽類廃ガス設備と代替安全冷却水系が兼用するというような形で、図の2-3の方に示しておるといところです。17ページの方が
0:42:28	セル導出経路ということでこちらの方が塔槽類廃ガス処理設備としては起業する範囲の広いものになっておりまして、18ページの方に対象の
0:42:38	予想を示しておりまして、19ページの方がその対象の貯槽からどこまでの範囲が、兼用する代替換気と兼用する範囲かというのを示しておりまして、
0:42:48	パクリ弁、塗装から隔離弁まで、あと、さらに
0:42:54	臼杵の方に向かう枝管のところまでも、へ
0:42:59	売り上げのところまでが塔槽類と、大体換気の兼用範囲というのを示しております。で、20ページ21ページのほうは水槽のほうの話。
0:43:09	水素爆発の、
0:43:11	話になりまして、系統構成につきましては22ページにあるようにですね、範囲としては、先ほどの、
0:43:19	同様に、対象とする貯槽、仮定する貯槽から、隔離弁とあとは、
0:43:26	セル同士のフィルターユニットのほうに向かうその分岐の配管までの取り合いのところまでが、兼用するというようなところになっております。で、23ページ以降がですね具体的な範囲の設定ということで、
0:43:40	金融機関の系統図等を用いて範囲を設定しているものになっておりまして、24ページが24条、10条の範囲を示しております。で、24条が24ページがそのフロムツを文章で示しておりまして、

0:43:55	それを図面に起こしているのが、26 ページの方になっておりまして、こちらの方が、
0:44:02	C F Dとの関連づけを示すためのシートのは、番号をつけております。例えば排ガス洗浄塔等であれば、F Dを2 番を見てくださいというような形で、
0:44:15	上フジノ関連づけをしているというようなシートになっておりまして、実際のF Dの方も右下の方にページ番号のような形で打っていたんですけども、
0:44:26	全体的な資料の通し番号 10 福祉場所が熟して非常に水垣になってしまってますねちょっと申しわけございませんでした。次回提出する際はですねこちらの、
0:44:36	ページ番号をちょっとずらすとかしてですねこのC F Dの番号と 19 がないようにちょっと工夫させて提出させていただきたいと思います。というところが、
0:44:47	構成の話になっておりまして、29 ページ以降の方も重大事故の方の系統の、
0:44:55	話を切って御
0:44:57	用いてる絵としましては先ほどの2 ポツ様の資料の考え方と同様になっておりますが、そちらの方に、F Dと取り合うかというのを緑します水色の枠で示しているというようなものになっております。
0:45:11	38 ページの方が主流と設定していない範囲の考え方というものを整理した結果になっておりまして、まとめ方とかにつきましては業界設備と同様になっております。
0:45:23	ページが飛ん飛んで42 ページの方こちらの方が耐震の方の3 ポツ、要求される耐震クラスの考え方ということで、
0:45:34	フロムツーにばらして、それぞれ設置案に、耐震の分類を示していると、というようなのが、こちらの方の整理になっております。
0:45:45	すいません。はい。日本原燃の瀬川ですけれども、ちょっと別紙1-2の説明というのが非常に久しぶりなので、ちょっと資料の構成も含めて、
0:45:56	紹介させていただいておりますけれども、
0:45:59	設備数がちょっと多いので、各設備のポイントとなる、プロセスの説明では説明しきれなかった取り合いだとか、主流路の考え方とか、
0:46:10	そういったところを少しかいつまんで、要点まとめて説明させていただきたいと思いますこれ以降の設備ですね。はい。
0:46:17	はい。それでは続きまして、別紙1-2の4-1-4-1換気設備の方になっております。

0:46:28	こちらの方も、設備選定のやり方としましては24条を中心に抜き出して、28条十条、その辺範囲が同様であるというのと、重大事項と、
0:46:41	ものを抜き出しておりましてこちらの方で特出しでご説明すべきというところにつきましては、
0:46:53	重大事故関係でいう。
0:46:55	もう14ページのところになりますかね、こちらの方が、
0:47:01	14ページ15ページというところで、
0:47:05	重大事故。
0:47:06	大体監禁との取り合いということで、蒸発観光等でセル導出した空気をですね、可搬のフィルターにつなぐところ、さらに、可搬の排風機から出たところを本設のダクトにつながれて、それ以降、放出。
0:47:24	するところを兼用しているというのが、この換気設備と代替換気の兼用の範囲を示しているというところが、主だったところかなというふうに思っております、ここのところにつきましては主流路の設定の話、あとは、
0:47:39	資料のまとめ方等はですね、いずれも同じものになっておりました、
0:47:45	耐震の話であったり終了としない考え方こちらの方も同様の整理になっております。はい。
0:47:52	喜多廃棄の方の説明につきましては、以上でございます。
0:47:58	規制庁志水です。お願いします。
0:48:01	はい、清町岡部すみません。
0:48:03	まず、今回説明いただいている1-2-4の1-2-1の方から少し確認させていただきたいんですが、衛藤。
0:48:14	まずちょっと前提というかちょっと細かい話なんですけど笹井の話なんですけど略称dVOGとか、あと1-2-4-1-1ではDOGとか、結構出てきているんですができるだけ略称は使わないで、
0:48:27	いただきたいんですが使う場合もちゃんと説明した上で使っていただきたいんですがその辺、
0:48:33	はい、対応可能でしょうか。
0:48:36	はい。日本原燃の田中です。今言われてるのはおそらく後ろの方につつ、添付しております。FDとかそちらの方の、
0:48:44	青四角のところか
0:48:46	なあというふうに思っておりますのでそちらの方は略語を使わないように、こちらの修正させていただきたいと思います。
0:48:53	はい、鶴岡です。1-2の4-1-1の方はDOG時っていうのがリストなんかにも、
0:48:58	使われていたりするのでFDに限らず全体を、
0:49:02	見ていただいて、はい。対応いただければと思います。

0:49:07	はい。この辺でタナカで承知いたしました。
0:49:11	次、9 ページ目で、今回、拳カーの
0:49:17	添付から抜粋して、ここがこういう。うん。
0:49:24	部分点ですっていうことがわかるようになっているんですが、一方で、区分点を知っていないところもあって、この図だと、
0:49:35	第2-1 図なんですけど、
0:49:39	はい。
0:49:40	今区分点つけてないところもあって、こういうところってというのは何で区分つけてないんでしょう。
0:49:50	左側の中段や赤田のところから、
0:49:54	何か
0:50:01	言うようです。
0:50:04	すいません日本原燃の瀬川江藤、今大岡さんがおっしゃってるのは、
0:50:11	9 ページ 2-1 図の、
0:50:14	左側の下のところで、
0:50:17	何だ、これ、どっからだっけ、硝酸ミストなして過去付で入ってきてるここの、
0:50:24	いろいろな色を、色で塗ってないところの区分のお話をされてますか。
0:50:29	はい。規制庁甲斐です。全体網羅してるっていう観点では、ここ、自分たちのところはしっかり赤く塗られ、
0:50:38	されていて塗られてないところはどこかでちゃんと表現されているっていうことを、こちら確認しなきゃいけないと思っていますので、そういう観点ではここ何を見て確認すればいいのかなってなっちゃうところだと思いますので、
0:50:50	まず、説明がないっていうことが、
0:50:53	大きいんですが、藤堂という考えでこうなっているんでしょうか。
0:51:01	日本原燃田仲です。こちらの方の区分ってのありなしなんですけども、基本的にこの赤く塗られてないところにつきましても、設備区分としましては、塔槽類廃ガス処理設備に属しております、
0:51:14	あと後の違いにつきましても、主流路等、主配管なのかそうじゃないのかとそういう違いになっておりまして、設備区分としましてはこの今、
0:51:24	画面で示しております図 1-2 につきましても、のっとり区分としましてはこちらの方が、以上になるかなというふうに思います。
0:51:35	はい。規制庁加賀です。そういう、抜け漏れなく、そういうところも書いていただくのが多分いいだろうと思いますので、まずはそういう説明をお願いします。
0:51:48	はい、承知いたしました。

0:51:51	はい、規制庁課です。で、次ちょっと飛びまして38ページ目の主流路の考え方が1個気になってくるところかと思うんですが、
0:52:04	(4)、
0:52:09	まず、
0:52:11	ちょっと41ページの表の、
0:52:15	ぼろっと説明が、
0:52:19	ここのJとかMっていうのが、
0:52:23	共通09の本文にはないようなことが、追加で書いてあるんですが、
0:52:29	まず、ここはどういう考えでしょうか。
0:52:34	おそらくJとMっていうものがあるかと思うんです。
0:52:40	はい。この共通09、そうです本文の方の、主配管としない。
0:52:48	ところにつきましては確かに、
0:52:52	共通09の本文の、
0:52:58	右下7ページの表の1というところはいかんとしない例の、
0:53:05	これですかね。
0:53:08	その通り。はい。
0:53:22	渡しましたこちらの方につきましては、
0:53:32	してる
0:53:34	日本原燃許認可サトウでございます。今の大岡さんのご質問の点共通09本部の7ページ目にあります表ですけれどもそちらは、
0:53:44	MOXと2bの主流としないという理由共通的なものをまとめたものが共通09本部の方に入っております、個別のを各設備の別紙1-2の
0:53:57	今先ほど見られておりました、右下41ページぐらいにあるものに関してはですね、その個別の設備をやったときにですね必要なものってのを確かしてですね。
0:54:12	全体的に2Bの理由として、その共通的なもの以外があればですね個別に書き出すというところが一部増えているというその3、3になっております。以上です。
0:54:24	はい。規制庁加賀です。で、JとかMっていうのは、他の別紙も全部これ書いてあるような気がして再処理は全部これ出て狂う出て、今のところ確認した資料では出てきているなと思ったし、
0:54:38	ためにちょっと今伺った次第なんですけど、僕は出てこないとは思いつつ、共通部分はできるだけ共通で説明していただくのが続かなと思った。
0:54:48	違いなんですけど、
0:54:50	これ出てこない資料、
0:54:54	ていうのも結構あるんでしょ。

0:55:00	理念興味がサトウです。この知恵とかですなやはりそのスチームジェットポンプみたいなものはやはり施設の特徴ですなもうMOXみたいなところでいくと、
0:55:10	さすがに粉体を扱う施設等液体扱う施設の
0:55:18	木
0:55:21	すみません、今のお話を受けてちょっともう一度共通するものがMOXにも同じような水ジェットとかそういうものもあるかもしれませんのでちょっとそういった面ですなもう一度確認して共通的なところは共通のところに、
0:55:36	入れるようにして、個別東京町の差別化がきちんと図られるようにもう一度確認をさしします。すみません補足します 09 側の資料の 7 ページで、
0:55:47	ちょっと再処理とMOXで共通するんさ、最大公約数みたいなところをねらって書いてしまっているんですけども、最初に固有のものだよってというのは再処理固有だってフラグさえ立てておけば、09、
0:55:59	載せても何ら問題ないと思いますんで、09 側の 7 ページにしっかり、全体図を反映させていただきたいと思っております以上です。
0:56:07	はい規制庁からその人はそういうことで、MOXしかないから書かないっていうわけでもないような気がしますので、再処理全体にかかるようであれば、
0:56:17	共通でしっかりといていただく方が、こちらとしては確認はしやすくなりますので、
0:56:23	個別っていうのも減って、確認しやすいのでよろしく願いますという、
0:56:28	ことです。
0:56:29	あとですな関係して 38 ページの説明のところに戻りまして、
0:56:35	これも全体的に書いてあるんですけど、2 段落目の 2 行目に、発電の工認ガイドを参考にしない処理施設に共通するっていうような、
0:56:45	書き方をしているんですが、これMOXの施設へ共通する旧のときに議論してその発電炉工認ガイドを参考にするのはいいんですけど、何か前提として、
0:56:57	こういうのが発信してしまうと再処理特有の特徴っていうものを見失って、あちらの工認のガイドのその水だけで、
0:57:05	済ませようとするんじゃないかっていうことであくまでも再処理の特徴を踏まえて、
0:57:10	そのプロセスの特徴を踏まえて、やっぱり抽出して、その考えは 8. の本ガイドにも沿っていますみたいな、説明を求めたところだったんですが、その辺の

0:57:24	考え方というかは、
0:57:29	はい。日本原燃田仲です。今岡さんおっしゃる通りこちらの方も再処理の特徴を踏まえて、NBの理由、
0:57:35	ピックアップしましてそれと発電炉の工認ガイドというものを参考にと いうことなので、
0:57:42	最初言うべきところとすいませんやっぱり再処理の特徴を踏まえて決 めているというところがありますので、こちらの方の記載は、修正させて いただきたいと思います。
0:57:52	はい。清藤堂君よろしくお願ひします。あと、ちょっと関連してページ 飛ぶんですが、76 ページ目の、
0:58:04	2、今度はFDで説明のある青四角番号との紐づけっていうのがあっ て、
0:58:11	相当、先ほどの41 ページ目の第4-1 表の整合性もちょっとわかりづら いところがあってですね、例えば、
0:58:20	16 番を得るっていうのがあって、
0:58:25	これがTRPの有効性範囲外のため資料としないというふうに書いてあ ってこれは41 ページ目の第4-1 表のLと同じようにはちょっと思えな くてですね。
0:58:37	この関係って一対一でちゃんと対応できてるでしょうか。
0:58:46	はい。日本原燃田仲です。
0:58:49	こちらのねらいとして一対一の記載というところを考慮しておったので すが、今ご指摘受けたところにつきましては確かに
0:58:58	合っていないかなというところがありますので、こちらの方は、
0:59:03	4-1 の方、ベースになるかと思ひますので、
0:59:08	こちらの表の方ですね76 ページ側の方で、ちょっと紐付けをしな見直 しが必要かなというふうに思ひます。
0:59:15	はい。超過です。また見直しの方よろしくお願ひします。あと設備選定 の話、少し確認させていただきたいんですが、39 ページ目。
0:59:25	こちら、マスキング資料マスキングのこのページになってますが、
0:59:36	あと芝原金井です。
0:59:39	日野02-3 っていう、
0:59:43	ものを、
0:59:45	もう、
0:59:46	今02 の日本の
0:59:49	大きい設備、もうアイガー
0:59:52	にある、いいっていうのとか。
0:59:55	木野02-5 の後にあるC っていうのとかが、

0:59:58	説明がないんですが、これらはどういう、
1:00:03	観点で、
1:00:05	ここで説明されないし、
1:00:09	はい。日本原燃田仲です。こちらの方の
1:00:13	39 ページに書いております 1-02-3 の後段にあります、伊井とかです ね、木野 02 の 5 人、香田にある C というものにつきましては、もう経 路、
1:00:24	というふうにみなしておりますので、配管の一部というふうな整理をし ておりました。
1:00:34	あの機器があると思っていてそういう機器を、
1:00:38	抽出していない理由を教えてくださいということでしたが、はい。日本 原燃田仲です。こちらの方も、
1:00:47	津野新野。
1:00:48	秋野 02-3 の後ろの方にやれば良いというものにつきましてこちらの方 へパフィルターの方の金築になっておりますので、こちらの方
1:00:57	プロ的な役目で加熱しておりますので、
1:01:01	へパフィルターの本来的ですね DF を担保するとかそういうものではな いということから、主要な機器というものから外していると言うのと、 同様にですね後ろの方の
1:01:13	C で示しておりますのもこちらの方も結局気にはなるんですけども、こ ちらの方もおっしゃる機能になっていないということで、配管の方とい うふうに整理させていただいております。
1:01:23	日本原燃の瀬川です今ちょっと、
1:01:27	音で申し上げた通りで、補助的な機能であるから主要機器として、抽出 しないということですので、同じようにですねアルファベットの青色の
1:01:38	凡例での、どういう除外理由なのかといったところをさ示さなきゃいけ ないものというふうにちょっと認識しましたそのようにちょっと対応 し、修正かけていきたいと思っております以上です。
1:01:49	はい、規制庁課です。それが理解した上でですね、1-2-4-1-1、
1:01:56	の方で、
1:01:58	ちょっと資料飛んで申し訳ありません。
1:02:08	18 ページ目ですかね、今回追加された、
1:02:37	うん。
1:02:39	うん。
1:02:40	うん。
1:02:44	これ一、
1:02:45	の説明されている設備と先ほど説明を受けた設備の、

1:02:50	役割は一緒に、
1:02:53	違いな。
1:02:54	あるのかっていうところを、なぜこちらでは抽出されて、先ほどの設備では中止されないのかっていうところを少し伺いたいんですが。
1:03:21	辨野棚田です。すみません。大川さん今言われた資料というのが、紙1の2-4-1、せん断処理溶解廃ガス処理設備の資料の
1:03:31	18ページ目にある8ページ。
1:03:40	こちらの方につきましてはせん断処理溶解廃ガス処理設備というものを溶解工程に特化した排ガス処理設備で、ちょっと他と家、
1:03:51	色の違うものになっておりまして、メインプロセス側を積極的に加熱しているものというものになっておりますので、溶解槽とかヨウ素追い出し槽とか過熱プロセスになっているということで、冷却機能ということで、こちらの方は
1:04:04	他の設備では一番ちょっとグレードを上げているというようなものになっておりますので、主流路という、主要な機器というふうにしてピックアップしていたというものになっております。
1:04:14	はい。それと岡です。そういう同じような位置付けにあって、同じような機能を持っていて、ただグレードが違うっていうようなことが結構ただ、この
1:04:27	系統ではあると思っていて他にもいろいろ種類のところで、いろいろあったと思うんですが、そういったものが少しわかるように、
1:04:35	なっていないと今のような質問をヒアリングしなきゃいけなくなりますので、そういうところがもう少しわかるようにしていただきたいんですがいかがですか
1:04:44	はい。日本原燃田仲です。おっしゃる通り
1:04:48	いろいろな設備があって1の設備があるけども、ちょっと似て非なるところがあるところにつきましては、ちょっと補足説明を加えさせていただきたいというふうに思います。
1:04:59	はい、規制庁課でよろしく申し上げます。あとは、MOXの方でちょっとお願いしていたんですが74ページ目。
1:05:08	の、
1:05:09	設備リストの抽出結果、
1:05:11	FDとの対応づけがなされるところで、
1:05:15	以降のところですねMOXの方はどこのFDで書かれてるっていうところもちょっと書いていただいていたんですが、
1:05:24	最初の方はそういう対応は使われないんでしょうか。
1:05:29	1-2-4の1-2-1の74ページ目。
1:05:36	はい。日本原燃田仲です。1の2-4の

1:05:41	1-2-1、場所等の塔槽類廃ガス処理設備の
1:05:46	74 ページのキ。
1:05:48	抽出リストの機器のところ、
1:05:50	でしょうか。うん。はい。社長から、それであそこのそういうリストの備考の方に言ったのを、こっちの向かい合ってそれでFDに飛んでこの機器はあるのかなとか、そういうのを0点チェックしてたような、
1:06:05	フォローがありまして、最初にもそれ出てこなかったんで、
1:06:10	何か違いがあるのかなと思いました。
1:06:14	40 タナカです。こちらの方につきまして基金、機器の抽出リストの方につきましてはFDのシート番号。
1:06:21	使い入れるようにしてたはずなんですけどすいませんちょっとこちらの方、完全に反映されていなかったということで、
1:06:30	リストの方の内容を拡充した、いただきます。
1:06:34	はい、規制庁からよろしくお願ひします。あと、75 ページ目。
1:06:39	設置場所が、略称で書かれていて、こういうのもちょっと説明。
1:06:45	一応、とかわかるんですが説明いただきたいのとあと最後のP X 60 とか、さすがにとどうだと思っんですが、
1:06:54	この辺はちょっと馴染みがないので、やっぱりこういうのってどっかでリストをアップして、共通資料なり何なりでちゃんと、
1:07:02	説明した上でここで使っていたきたいんですがその辺はいかがですか。
1:07:06	はい。
1:07:07	問題のタナカです。こちらにアルファベット記号と実施、日本語の名称というものの対応関係がわかるような形で、共通的なところに置くように、
1:07:19	反映させていただきたいと思います。
1:07:22	はい。衛藤からよろしくお願ひします。
1:07:25	土肥千野。
1:07:26	2-4-1-2-1 関連では、私から以上なんですけど、他は規制庁側からありませんでしょうか。
1:07:36	延長 80 相当の何点か確認をさせてください。
1:07:43	なんですけれども、
1:07:49	3号炉ポツで、
1:07:52	範囲というものが述べられてるんですけども、
1:07:55	ここではその一番撮影する機器へ注水する経路の一部というようなことなんですけれども、これは
1:08:04	テーマも配管も入るという理解でいいでしょうか。

1:08:13	はい。人間なってます。すいません、ページ番号もう一度すいません 15、当初の 15 ページです。
1:08:20	15 ページ。
1:08:21	はい。
1:08:23	はい。
1:08:31	はい。こちらの方、
1:08:35	ミスターというふうに書いておりますがこちらの方は
1:08:38	配管の一部になっております。
1:08:40	はい。
1:08:41	17 ページ目のところの、同様の記載見ると、配管の一部という名前に書 いてあるので、ここも明示していただいたらいいかなという。
1:08:52	あと、
1:08:58	は、
1:08:59	17 ページ目ですけれども、
1:09:06	ここで、また 7 ページの 20 ページの設問ですけれども、
1:09:10	当間ポツの下のところで、2 段落ちょっと人間と先に書いてありますけ れども、配管のとりあえずはその機器の管台としていると。
1:09:20	ということなんですけれども、
1:09:26	これは、
1:09:28	例えばすみません、34 ページ目というのと、
1:09:37	このブルー溶接っていうふうに今、
1:09:40	これ考え、
1:09:41	反対が何か
1:09:43	取り合いになるっていうかその余溶接線があるからということなんです かね、すみません。
1:09:49	ちょっとその範囲の考え方をちょっと教えて欲しいんですけれども。
1:09:55	こちらの機器というかの取り合いにつきましては、この考えというふう に書いてあるところにつきましては、管台部分というのはまだ機器側 の方になっておりまして、それととりあえず配管の溶接線というところが 区分点になっております。
1:10:10	はい。
1:10:12	溶接線というものを 5 月の区分点というふうに考える単剤、
1:10:18	岩間安齋各溶接線とか、そういうことはない。
1:10:24	はい。相当でございます。はい。どうぞ。
1:10:29	していただいた方がいいのかなと思いますけど。
1:10:33	はい。
1:10:36	あとはちょっと確認なんですけれども、

1:10:40	39 ページ目ですけども、
1:10:44	すいません、30、
1:10:54	40 件。
1:10:59	40、43 のところで、ちなみに、重大事故対策設備の凡例ということで、書いていただきますけれども、例えば、BCクラスでいくと括弧技師、中富井とか加古。
1:11:13	Cとか、あとはTBCの改革でその説明として、機能を代替する重大事故設備とか、代替する安全機能が重大事故対策、
1:11:24	回ったりするんですけども、これはその設計がやっぱ同じBC、BCクラスCクラスでもやっぱコストで異なるということなんで、
1:11:34	そこら辺、はい。
1:11:39	ちょっとその変更の方、考え方を教えて欲しいんですけども。
1:11:50	日本原燃のセガワでちょっと私の説明で間違った六ヶ所側からちょっと主、修正加えていただきたいんですけども。
1:11:59	重大事故対象設備で、特に42ページの38条の臨界事項、設備ですね、臨界事故っていうのは地震を要因として発生しないということもあって、
1:12:12	この臨界事故に対処するための設備そのものの、耐震クラスっていうのはSではなくてPCでいいと。
1:12:20	というような整理になります。ベースとしてそんな整理があります。一方で、臨界事故に対処するための設備のうち、設計基準設備と兼用しているもの。
1:12:32	が、中にはいます。
1:12:35	せ、すいませんセガワさん、古作です申し訳ない。今の臨界事故は、
1:12:43	地震、
1:12:44	要因じゃないということで、BCというところにちょっと引っかかりがあって、
1:12:50	一定にS s 必要ないっていうのは、そのロジックでいいんですけど。
1:12:54	BCカーエスカーについては、要員云々ではなくて、
1:12:59	対応するDBの、
1:13:02	設備が何かその耐震性でAクラスが何かによるんじゃないかなかったですたっけ。
1:13:08	日本原燃野瀬からちょっと私の言葉がまずかったですね、今コサクさんが言っていた通りですそこをちょっと今説明しようと思ってたところでした。設計基準側の設備、
1:13:20	が、Sクラス。

1:13:24	であれば、この臨界に対処するための設備もそれぞれそこを代替するものですね、代替するものは同じ耐震クラスを貼るといような考え方になってます。
1:13:36	それが、この表の、括弧Sとか括弧BCって書いてあるところですね、それがその重いです代替する設計基準大体ごとの設計基準設備が、
1:13:46	Sクラスである部分に対しては、臨界に対処するための設備も、Sにしますよ。
1:13:54	もともとはBCであれば、臨界に対処するための説明をDCにしますよという、整理になってますそれは括弧書きで書いてある記号の意味です。
1:14:04	SBCって括弧なしで書いてあるやつですね、第
1:14:09	に対するものがないもの。
1:14:10	ちょっと玄海の場合、いないんですけれども、代替する者がいない場合は、この括弧抜き、純粋な純粋なSA設備というラベルしか貼ってないような設備ですね、そういったものは括弧ず、括弧をつけないといような整理をしておりました。以上です。
1:14:36	はい、ありがとうございます。
1:14:43	私からは以上。
1:14:47	規制庁田尻です。ちょっと認識の確認だけなんですけど、例えば48ページとかの図D、
1:14:54	マスキング箇所ですけどマスキング内容について話そうと思ってないように大事だと思うんですけど。
1:14:59	基本的にDB設備がいてSA設備においてそいつ、その機器自体ではなくてそこを経路として期待するものを、
1:15:07	身として多分、排ガス洗浄塔とかで緑のラインが引かれてると思うんですけど、
1:15:14	設備の抽出という観点では、排ガス線量等が抽出されてるでいいですよ、配管みたいな形で書くんじゃなくてあくまで配管洗浄塔っていうのを抽出してるけど図上は、
1:15:27	系統としてだけ期待するから、排ガス洗浄塔のところつけるような線が引かれていて、
1:15:32	というイメージでいいですかね一応、
1:15:37	はい、辨野タナカですこの廃ガス洗浄機につきましてはデービーの方で主要な機器ということで赤のフジノキささせていただいておまして、規制の方につきましては李さんのおっしゃる通りこの計量として期待しているということ

1:15:50	立体線というか尽きるような形で記載しております。成長だけです図の意図はそうかなと。だから設備抽出としては主で排ガス洗浄塔として引っ張られて、
1:16:02	10としては大体換気君が一体感からこれ大体間か何かの、
1:16:07	設備として中が書かれてるような感じなんでしたっけ。
1:16:11	はい。その通りでございます。規制庁ですななので、一応、突っ切るような形になってるけど、経路という意味ではこの機器自体全体を一応SA登録はされているってことでいいんですかね。
1:16:24	はい。山下その通りです。ごめんなさい一応だから、どういうものを表してるかわかるように、ちょ、すっきりラインにはしてるけどってことで状況はわかりましたありがとうございます。
1:16:44	規制庁岡です。他の。
1:16:56	私からはまず26、すみません、ちょっと誤記の類でちょっと最後だけコメントしたいんですけども、
1:17:04	今の、
1:17:06	この資料の5ページ目とか出たんだと思うんですけども、
1:17:10	原発の設計基準対象の方の、この米印が振ってありますけれども、これは何かそんなとこじゃないんですけども、これ。
1:17:22	多分誤記だと思う。
1:17:26	あと、23ページ目の仲村新居
1:17:32	23ページの中ぐらいの、
1:17:35	系統図3-1図から3-26って感じさんの多分5図の間違いかなど。
1:17:44	はい。日本原燃の中です。すみませんこちらに5ページの方の*結審忘れております工期で同様に23ページの方も、おっしゃる通り、
1:17:55	図の3-1の図から第3-5というのが正しいですすみません、ご説明の際に冒頭で申し上げればよかったんですけども、修正させていただきます。はい。
1:18:08	以上です。
1:18:11	規制庁加賀です。では、1-4、2-4のうちの4-1-5移らせていただいて、まず26ページ目。
1:18:20	で、こちら主流路に設定しない範囲のところなんですけど、あそこ、今回これ個別が2個あってその個別っていうのが、
1:18:31	次のページから始まる図の中で、
1:18:35	どちらのことを言ってるのかわからないっていうところがあって、この辺で、口がたくさんあっても全部この個別っていうふうに、
1:18:43	今整理されてるんでしょう。
1:18:46	はい。日本原燃田中です。本来であれば個別の方も、上のポツと下のポツで範囲異なっておりますので識別しなければいけなかったんですけど

	も、ちょっとそこまで話し切れていなかったということで、こちらの方の資料の方を修正させていただきます。
1:19:00	下のポツの方の個別というのがですね、27 ページで言うところのですね一番左上にある、緑安保の長い四角の部分の指しておりまして、それ以外のもの、
1:19:19	下のグレーのポツの方の、セール等以外の室からというところに該当しております。
1:19:27	はい。規制庁管です今回は二つだけで、しかも結構特徴的な分かれ方をするので、見ればわかったんですが、他の資料出た、例えば個別がたくさんあるような、
1:19:38	設備だとこれは大変だなと思っての、コメント出たので、またその個別をちゃんと同定できるようにしていただければと思います。
1:19:47	お願いします。
1:19:51	はい。関連して、まず1ポツ目の説明、26 ページ目の a ポツの一つ目の説明なんですけど、
1:19:59	こちら美馬、鳥栖先ほどセル等以外の質とする一方の質、
1:20:07	空ける等々、
1:20:08	いうところで、相対論だけで書いてあって、
1:20:12	これだとちょっと主流路として設定しない理由としては、弱くてやはりちゃんとそのどんな核燃料物質を扱うかっていう、その濃度とか、
1:20:22	そういったその特徴に応じてしっかり説明していただかないと、
1:20:27	ちょっと李の特徴に応じてしっかり説明していただかないと、えられないんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
1:20:37	はい。こちらの方載せ、資料から外す理由につきましてはおっしゃる通りちょっと説明が足りてなかったところにつきましては、
1:20:47	内容をですねもう少し詳しく書かせていただきたいと思います。
1:20:51	はい。清長官、よろしく申し上げます。あと2ポツ目なんですけど、ちょっと気になったのは、
1:20:58	今、ヒアリング等をやってる外部衝撃のところ、降下火砕物とか、外部火災のばい煙有毒ガスっていうのが、
1:21:07	建屋倍処理建屋でも買収建屋の吸気系っていうのでエントリーすることに、
1:21:13	なってると思うんですがその旧規定とこれの関係はどうなってるんちゃう。
1:21:40	日本原燃の瀬川です外傷の火山とかで、吸気系出て参りますけれども、吸気系を守るというよりは、吸気系にフィルタなんかを設置して、
1:21:53	中身にいる防護対象設備を守るという観点で吸気系が出てきているというふうに認識しておりましたが、

1:22:01	ちょっと認識違いありますでしょうか。室長からはそうですね。だからここについているフィルタなんかは、防護対策設備、
1:22:11	そしてエントリーされていて、その系統自体は、防護対象になっていてそれは、
1:22:18	エントリーする必要はないってということなんです。ちょっと、そうかなと。
1:22:25	思います。
1:22:27	どなたか今、
1:22:31	はい、規制庁岡です。
1:22:33	新しいからとつくにあとありませんが72ページ目のところで、
1:22:39	他他もそうなんですけどちょっと凡例がなかったりしてですね。
1:22:44	結構、まだちょっと精査が足りてないかなって部分も見られましたのでこのうちの資料の方も、引き続き精査のほうをお願いします。
1:22:55	あります。
1:22:59	はい。人間のタナカでした。確かにこちらの換気設備につきましては、その凡例のところがちょっと抜けてしまっています。はい。こちらの修正させていただきます。
1:23:09	はい、規制庁から他のページも結構、いろいろ抜けがあったりしたので、
1:23:14	また精査の方よろしくをお願いします。この資料に関して、規制庁側から何か追加で確認等ありますでしょうか。
1:23:24	すいません。大橋ですけれども、
1:23:27	当9ページ目でちょっと確認したいんですけれども、
1:23:36	この9ページ目のその図の第1-2図というのがありまして、これは中ほどに粒子フィルターに関しては、
1:23:47	全く色がついてないんですけれども、これ粒子データを外しているちょっと理由について、ちょっと、
1:23:54	読みきれてないかもしれないんですけどもちょっと理由について教えてくださいませんか。
1:24:00	はい。日本原燃田仲です。こちらの方のフィルターの方につきましては、前処理建屋の換気設備として、他機能というものを約束されているもの、設備投資。
1:24:12	ということで、経路というふうに整理しまして、縁取りしないような色塗りしております。
1:24:21	あ、規制庁コサクですちょっと今、通信状況が悪くて、何経路ということにしたのかの理由が聞き取れなかったのもう一度いいですか。
1:24:34	はい。日本原燃田仲です。こちらの方のフィルターの方につきましては、この建屋換気設備の放出放射能の評価の際に使用している、

1:24:45	D Fとかがないということで、経路というふうに整理しておりました。
1:24:53	評価に使ってないということですね。はい。
1:25:02	はい。
1:25:04	あとちょっともう1点なんですけども、
1:25:06	29名、
1:25:10	確認なんですけども、
1:25:14	左に10ページ目
1:25:18	通しの20ページのところで、左のところで
1:25:21	二つ、大きく分かれていて上の四角がそのセルと汚染の恐れのある区域にかかる場合、下の方がセルと汚染の恐れのある区域以外の範囲っていうふうに、
1:25:32	書いてあるんですけど、下の
1:25:37	汚染の恐れのある区域以外の範囲っていうのはちょっと右の図では特に、
1:25:42	ここに示されているものなんで、ちょっとそこがわからなかったんです。
1:25:52	はい。日本原燃棚田です。こちらの方の
1:25:56	セル等の恐れのある区域とするセール等の恐れのある区域以外の方につきましては、こちらの識別は中にですね、配管の紐づけ番号のようなものが書いておまして、
1:26:09	例えば上のセル等の汚染のあるものについては、I-A02-102-2というもので構成されておりますので、系統図の方で言うと、
1:26:22	真ん中よりちょっと上ぐらいのところからが、範囲の02-1とかですね、02-2というものがあってそこから排気系統に向かっていくものが、上のセルとの汚染のある、
1:26:33	区域に関わる範囲というものになっておまして、恐れ恐れのある区域以外というものは、範囲の02-5というところがスタートになっておりますので、
1:26:45	当然、一番上の方ですね、建屋送風機というのが並んでるところに、はいの02-5というのがありますのでこの1、元のフィルターからが範囲の02-5というふうなものになっております。
1:27:11	日本原燃の瀬川です。ちょっと直感的に汚染の恐れのあるかなしかというところが系統図からすぐ、
1:27:20	あと、
1:27:22	読み取れないといったご指摘ととらえましたので、少し図の中で、ちょっとここはちょっとFDの紐付けを解説してるところなのでちょっと

1:27:34	ここに書き込んでも難しいんですけどこれの元図の方ですね、には、汚染のあるやなしやといったところが、少し直感的にわかるような工夫をしたいなというふうに思います。以上です。
1:27:47	はい。
1:27:54	はい。私から以上です。
1:27:57	光岡です。過去の資料に関して、規制庁側から確認等あります。
1:28:04	特にないようでしたらあとちょっと関連して1-2-4-1-1の項目確認していて、ちょっといろいろ気になる点があったので、伺いたいんですが、
1:28:14	まず、1-2-4-1-1の18ページ目、先ほどちょっと触れた安全上重要な施設の安全機能の支援というのが、
1:28:24	これ、
1:28:25	まずどういう位置付けなんでしょうか安全機能の支援っていうワードもあんまり聞いたことがなかったんですが、どこかでこれ説明されてるものなんでしょう。
1:28:40	と。
1:28:41	大南サトウでございます。この前期の支援に関してですね、冒頭の方で系統機能の説明をですねちょっとしてるところも書いてあるんですけども基本的には30、
1:28:53	事業許可の安重表のところに書いてあるその支援の機能として、その冷却系後はその空気ですとか、いわゆるそういったものが(15)番の機能としてありまして、
1:29:06	冷却系の中でも、先ほど十条の方でメインで崩壊熱を除去する系統と、そういった例えばDGの冷却を行うための冷却系みたいなものに関しては、
1:29:19	本開発状況等、例えば支援という形でその機能を分けて書いておりまして、この18ページのこの例は、
1:29:29	せん断処理溶解廃ガス処理設備の冷却器への安全冷却水系の供給のラインということで、それが支援機能に該当する部分という説明で、
1:29:39	そういった使い分けをですね、安重表の機能をベースにですね系統機能をまとめてございますので、そういった形で一応表現をしているつもりでございます。以上です。
1:29:50	はい、規制庁から。わかりました。また確認しておきます。ちなみに、これ、例えば金築と、
1:29:56	ここで値新しく新規に、
1:29:58	提出されたものと、
1:30:00	何があと位置付けとして違うんでしょうかね月も支援といえば支援なのかなと思った次第なんですけど、

1:30:09	どういう区分けなんでしょうか。元の方の許可の添付の記載の図なんかでは、ここの値、機器は示されてなかったので、どういう違いがあっ てこういう、
1:30:20	位置付けになったのかなというところが気になった次第なんです が、
1:30:30	はい。日本原燃田中です。金築の方につきましては、支援というより か
1:30:39	日常のですね廃棄のところの浄化機能というところで、
1:30:45	性能確保する上で除湿すると、ぞ除湿であったりヨウ素フィルターのD Fを担保する上で必要なものということで、24条の方でし、
1:30:55	主要な機器ということで抜き出しております。はい。
1:31:02	はい。規制庁岡ですそう。それは理解した上で、視機能の支援って いうのは結局T A Fに
1:31:09	関わるかかわらないかっていうことで、
1:31:13	こちらの後段の方はあくまでその機能として、
1:31:17	そのまま出すのではなく、その
1:31:20	機能施設、
1:31:21	という位置付けでしかないっていうそういう違いがありますよという 説明。
1:31:27	ですからね。
1:31:29	4イシハラでございます。はい。基本的には今おっしゃっていただいた 通りでございます1時期としてどう考えるかだと思うんですけども、そ の安全機能を安重な機能を作成するために必要なものは、機能の達成。
1:31:45	ための資料なり、必要な機器としてエントリーされます。このよう に、
1:31:51	前の文章で書いてますけど、1期の発送を防止するいわゆる生産保護計 算法みたいな形で、ついてるものっていうのは機能に直接結びつくとい うよりは、機器の保護の観点での、
1:32:06	設備として支援という位置付けで整理をしているということで、そう いう仕分けをしているということでございます。
1:32:15	はい。施設の方で理解しますと、
1:32:18	関連してなんです、
1:32:22	22ページ目から始まる主流路の考え方のところ、今言ったような
1:32:30	支援、
1:32:32	のものとか、22ページ目最後の段落ですね、
1:32:38	網羅的にここ書いてられずに、部分的にだけ解説されて、他のものの扱 いが、
1:32:44	ここで言われているその位とか4とか以外のものがよく、扱いがわか らなくなってるんですが、

1:32:52	何かここでこう書き分けみたいなもの、何か考えがあってやってるんでしょ。
1:33:13	当面のタナカです。こちらの方の 22 ページの下の方の
1:33:21	最後の段落のところの十条の話であったり、
1:33:27	何て言うかね、こちらの方の
1:33:30	範囲。
1:33:31	については、24 条に含まれるということで、一つの親の親になる。
1:33:40	企業に対して、隠されているものというものをピックアップしております、
1:33:49	そういう意味でいうとそれぞれの機能につきましては別紙 2 の方からピックアップされているものということになるので、こちらの方で
1:33:59	示してるもので網羅されているかなというふうには思っております。
1:34:03	はい。規制庁加賀です。あとこの説明が次のページから始まるポツの説明しかなくて、あと b ポチポツの説明がないんですね。
1:34:12	そそういう意図で伺ってる次第なんですけど、前段として何かポチの説明しかお電話しませんっていう、
1:34:20	ようなことを書いてあって、次のページからいくとポツの後にポチポチというふうに、他の機能の説明も、
1:34:27	なされていて、ここがアンバランス感があったんですが、そういう意味ではいかがでしょう。
1:34:35	はい。日本原燃田中です。確かにおっしゃっていただいている通りポツ最初の 22 ページの方だと、24 条のところまで全部賄うような話の流れになっているんですが、実際、
1:34:49	ポツのほうの 23 ページ以降になってし、なると、10、20 条というふうに書いておいて、24 条で全体を示してるんですけども、通常の方では、任される項目を起こして、24 条の通りみたいな記載。
1:35:05	なってないか。
1:35:06	な。すいません。その中でも
1:35:10	20、
1:35:11	8 ページとかが確か 20 上のものが出てくるんですけども、こちらの方はちょっと毛色の違うとじゅセルの漏えいとかになりますので、
1:35:21	最初に出てきてる 22 ページで売ってるものについては、23 ページと 2425、この中で、2426、27、
1:35:31	までで、包絡されているかなというふうに考えております。
1:35:36	規制庁甲斐です。つつう。そうですね。はい。今説明受け、
1:35:42	たところ、
1:35:44	そうかなと思う。

1:35:45	いました。ポツの括弧と括弧Bは、この前段で説明してそのあとの、
1:35:58	Bから説明がないっていうようなものでちょっとやっぱ前段としては、
1:36:05	網羅的に説明されてないんじゃないかなと。
1:36:08	思った次第なんですけど、
1:36:10	括弧いる。
1:36:13	規制庁岡部さんのあまりこだわるところありませんがもう始めにも、ちゃんと網羅的に見てますっていう、少し、
1:36:21	説明してくださいっていうコメントなんですけど、
1:36:29	はい。日本原燃、すいませんちょっとご質問とちょっと違ってたかもしれないんですけども、
1:36:36	初めにこちらの22ページの方で言っているものは複合的に関わるもの、
1:36:42	まず、24条の廃棄の方で整理、包絡されるということで、23ページの方で、24条と、10条で包絡されるものというものを、ポツの括弧括弧Bというふうに示しております、そこからさらに重量の中で、
1:36:59	24条とは、ことにするものを28ページ以降で示してるんですけども、こちらの方もちょっと日の確保っていうふうになってるところが少し構成としてわかりづらくなってたのかなというふうになってるところ、少し、
1:37:13	ここでおりますが、一応機能の抜けというものはないと。
1:37:19	うん。
1:37:21	日本連盟のセガワちょっとだけ本セガワ。
1:37:26	衛藤。
1:37:27	ちょっとさかのぼっていただいて、
1:37:31	7ページを見ていただくと、
1:37:34	廃棄施設Ⅱのローマ数字1っていうのが範囲として一番広いんで、これをまず冒頭で紹介させてもらってます範囲の説明をですね。
1:37:45	これを受けるか受けてもらう範囲の説明のですね、そこに包含されるものとして十条の放射性物質の保持機能というのが1個、そこに包含してるってことは先ほどの7ページの説明の範囲内ですよという整理をさせていただきます。
1:38:01	次11ページに行くと閉じ込め、10ページか、これ漏えい回収等ちょっと経路が違って、またページをちょっとしばらく進んでいただくと。
1:38:12	16ページですね。
1:38:14	これが10条の4ってことで、負圧維持っていうものになりますこれも24条の12は、1の範囲に含まれますねという整理をさせていただきます。

1:38:24	続いて17ページで、設計基準時の閉じ込め、これも24条の範囲ですねというような、こういった整理をですね上流側でさせていただいた上で、概略系統図で、
1:38:36	そういう整理をさせていただいた上で、より詳細に対象物を抽出しましょうという活動が22ページの(3)以降の話になるんですけども、
1:38:47	ここが先ほどの(2)までのですね、
1:38:50	範囲に含まれますねといったようなところを、一番最後のパラふパラグラフでですね総括して、同じ系統を使って同じ観点で何回も抽出するのがわずらわしいので全部こいつらの観点はひとまとめにして、
1:39:04	抽出しますよという形で、22ページの下段で宣言をさせていただいたというのが、今の資料の思いになっております。
1:39:17	はい。
1:39:18	はい、規制庁からですわかりました。そういうちょっと構成が本当にこれで正しいのかっていうところがあって今見てて、
1:39:28	なんです、とりあえず、はい。わかります。
1:39:37	はい。瀬戸オオオカですってあと続きなんですけど39ページ目、
1:39:43	ここマスキング箇所なんですけど、
1:39:53	えーっとですねまず、第4-1図の個別で説明しているところの値カクウ
1:40:00	いくつか個別で出しているところの近くで、
1:40:04	抽出されてない設備がけ。
1:40:07	終わりました、
1:40:11	左の方だと、
1:40:14	AとかGとかの箱がついているような設備とか、
1:40:20	結構、
1:40:21	説明されてない人たちに多いなっていう印象なんですけど、例えば
1:40:26	個別のちょっと上にあるところ、何かわかりますかね。
1:40:31	そこって何で抽出されないんでしょう。
1:40:37	はい。日本原燃田仲です。今おっしゃられてるところは、こちらの図の第4-1の図の、青の四角でいうとちょっと大きめの四角で囲われてる範囲のことでしょうか。
1:40:50	はい、浅野青野資格の大きい枠個別の枠のちょっと上にある施設が抽出されてなくてこれは結構大きい施設なので、なぜかなと思った次第なんです。
1:41:03	はい。こちらの方の設備についての改修さんを循環させているような系統になっておりまして、主たる機能としましてはこちらの方の廃ガスを処理するというので、その一連の流れというものが、

1:41:17	主摂取量というふうに考えられますのでこちらのサブのような形で、市回収さんを循環させているところというところにつきましては、主流路から外しているというようなのが今の考えでございました。
1:41:30	はい。規制庁岡です。その辺は配管の説明はあるんですが設備の説明っていうのは、
1:41:37	お金なされてるんです。
1:41:39	はい。日販連田仲です。配管の方は、同じような理由で、終了としないというところは整理してるんですけどちょっと機器については、そういうものについても同様、
1:41:50	その理由で落としてるというのがちょっとわかるように、すべきかなというふうに今ご指摘受けて思いました。はい。
1:41:57	はい、規制庁下です。結構そういうのが少しありますので、また、確認していただければと思います。
1:42:04	あと 41 ページ目。
1:42:10	ここで主要機器として抽出しな説明がマスキングであるんですが、この理由も何か他の機器でもこういう、
1:42:20	機器で抽出されてるものは、
1:42:22	結構あるんじゃないかなと思うような理由で、ちょっと理由が弱いんじゃないかなと思った次第なんですけど、すごい。
1:42:35	はい。日本原燃田仲こちらの方につきましては確かにトレイでどう影響を受けて、さらに下の方の回収する。
1:42:47	一番下ですね
1:42:50	行き着く先のトレイで受けるというのが
1:42:53	本来の最終的な回収先になっているということになりますので、相田で示してますこのポットにつきましては、漏えい液の回収する一連の経路の一部というふうにしておりまして、
1:43:10	配管というふうにみなしておりました。
1:43:13	はい、規制庁課です。
1:43:15	今の説明と、ここで設定されている説明がちょっと、
1:43:22	合わなくて、そういう説明であれば、ちゃんとそういう説明をしていたきたくてちょっと今そのマスキングされている部分で書かれているような説明だと結構弱いのかなあと思った次第なんですけど、いかがですか。
1:43:37	はい。辨野タナカです。プロセス的な観点でちょっとご説明するちょっと今申し上げたような形でこちらの方の修文させていただきたいと思います。
1:43:48	はい、規制庁からお願いします。あと 66 ページ目からの抽出リストで、

1:43:55	ちょっとここはちょっと確認になるんですが、
1:44:00	C F D 2、示される機器番号がないものが結構あってですね、例えば 98 ページ目の、
1:44:08	C F D 26 の、
1:44:09	0237 っていうのがあったり、
1:44:13	27、F D 20 何沖 0223 というのがあったりしてそういうのが結構注視されてるんですが、このリストにはそういうのが上がってきてなくて、そういうの、
1:44:23	どうなってんのかなというところなんですが、
1:44:31	はい。日本のタナカです。今おっしゃられてるのがですね、
1:44:38	227 番でしたでしょうか、注意、例えば、F D - 27 であれば、こちらの方で抜き出している設備につきましては
1:44:51	せん断処理溶解廃ガスする設備に該当する設備になりますので、この C F D の 27 番着色されてる箇所は多いんですけども、実際ピックアップしてるところにつきましては、この真ん中にある T 02 - 8 という貯槽のですね、
1:45:07	ちょっと字が小さくなってんですけども、排ガス処理の方になっておりますので、ちょっと浦崎の字で小さいんですけども、
1:45:15	刀禰。
1:45:22	設備区分、
1:45:23	を示してて、そのの、
1:45:27	何て言うんですかね、
1:45:31	廃ガス処理に関わる場所だけの配管を、リストの方に説明しておりますがそれ以外の部分につきましては、プロセス側の設備、成長系こちらのシートでいうと清澄計量設備の方で、比木の 02 - 8 などは示しているというような、全体的な整理になっております。
1:45:47	はいすいません。
1:45:49	セガワ、日本円セガワですけどもちょっと私もちょっと今改めて見ててちょっと、ちょっとどうしようかなってところなんですけど、この今ご覧になってる資料というのはせん断処理溶解廃ガス処理設備、
1:46:04	の資料になりますので、そこに該当する部分だけ設備を色塗りして、
1:46:11	根っこのこういう貯層みたいなものはですね、プロセス側の、
1:46:17	凝灰設備とかになりますので、塗らないっていうのが、本来、
1:46:22	本来の
1:46:24	よかった。
1:46:26	んなのかなというふうに感じてはいるんですが、

1:46:33	色を抜いた方がいいですかねというところを少し認識合わせをしたいんですけれども。
1:46:39	引地市長からちゃんと説明されたラインであればいいと思っていて、今までもそういうラインはずらずに説明されてません。
1:46:50	ちょっとどういう整理になっていたか、6スタではないですが、
1:46:54	塗らずに青枠で、この区分とか、
1:46:58	なっていたんじゃないかなと思うんですが、違いますか。
1:47:04	今操縦で少々お待ちください。
1:47:16	はい。日本原燃田仲です。ちょっと先ほどの説明が
1:47:23	直接をちょっとさせていただきたいんですが、このCFDの27番ですと、この設備区分を見ていただくと非常にちょっと字が小さくて、わかりづらくなってしまいうんですけれども、今回この
1:47:34	せん断処理溶解廃ガス処理設備に関係するところにつきましてはFDの矢羽根にですね、番号をつけておまして、このCFDの27番と言うと7番から入ってくるところが該当する。
1:47:45	遺憾だよというのがわかる、識別は何とかできるかなあというふうには、工夫したところではありました。
1:47:54	はい、光岡です。ただ、CFDの中でこういうふうに裁判されていて色を塗られていてリストにないっていう、
1:48:02	ところでちょっとチェックが確認がしづらくなっているっていう。
1:48:07	面もあってやっぱり何かしらその塗るからには説明が必要。
1:48:13	そういうところは少し配慮していただきたいなと思った次第なんですがいかがですか。
1:48:36	日本原燃の瀬川です。
1:48:38	えっとですね、系統図そのものを加工するというよりはですねやはり排ガス系の根っこの部分、何を対象に引っ張ってるんだっていったところはやはり情報としては大事かなというふうに思っている一方で、
1:48:55	やはりずっと、リストの照合といった時に、これはどういう扱いになってるんだっけっていう煩わしさがあるのも十分認知しましたその上で、
1:49:05	対応としてですね、抽出リストの方、
1:49:09	抽出リストの方に、今の20、FD-27の、この対象機器ですね機能、2-8。
1:49:17	というのをリスト上、起こした上で、
1:49:22	注釈として、これはせん断処理海外処理設備の設備ではなくて、溶解設備側で抽出される設備ですというようなそういう断り書きを書くみたいな対応をしたいなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

1:49:37	はい、施設オオオカです。そう。確認はそれで十分できると思いますがそちらで作業、間違わないようにってところが、少し懸念が有まして、
1:49:47	担当共通等でルール化して、皆さんに周知した上で、作業いただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:49:55	はい、承知いたしました。
1:49:58	はい、規制庁課ですあと最後にちょっと1点だけ、似たような関係で74ページ目の、
1:50:05	FD、例えばなんですけど、
1:50:09	でもですね今度、青い枠が、69ページ目の青四角番号がない番号がここで結構番号が見られてて、特に、
1:50:20	19とか20とかが目立っていて、元の、
1:50:23	69ページ目に、19とか20というのがなくてですねここもおそらく、
1:50:29	推論してないようなところなんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。
1:50:36	はい。日本原燃田仲すみませんこちらの方は
1:50:41	リストの方が、追いついてないというか、整合してなかったです。はい。こちらは修正させていただきます。
1:50:48	はい。規制庁岡部です。私からは以上ですが、他規制庁側からきはい全体を通して何かありますでしょうか。
1:51:01	規制庁金築はい。
1:51:03	はこれで終わりだと思うんですが、時間的にどうでしょうか。
1:51:10	院長正しいです。は、
1:51:13	反応度であればおりちょっと出席者の関係があって火災も一つだけやりたいことがあったりはしたんですけど、原燃っていう人からヒアリングの枠とってると思うんですけど、逆に冷却水系は別にする議論があるような項目っていうのあんまなくて、事実確認するところが多いので、
1:51:29	そっちがこうでも、そんなに影響はないんですけど、原燃の体制的にどんな感じですか。
1:51:36	日本原燃の瀬川です。
1:51:39	おそらく午前いっぱい09で食いつぶすだろうと思ってですね火災のメンタル対応者が来てる。
1:51:47	ですけども、もう1人の主役になるはずの耐震側が、
1:51:51	ここになるだろうと思ってですね。
1:51:54	ちょっと今、ISできておりません。
1:51:57	ちゃったんです。ここにヒアリングするとちょっと認識だけ笠井ちよつとついでに一つ聞いておきたいんですけど、ここ見ていきたいのが、火

	災の感知設備、冷却塔前の監視設備を第1回申請でどう位置づけるのかというところなんですけど、
1:52:11	一応そういった話を少しはしてきてはいるつもりなんですけど原燃としてどのような説明をここにしようとしてるかときに聞いていいですか。
1:52:27	はい。日本原燃の千田でございます。
1:52:30	ですねまず、今までの考え方としましては、今回の対象設備、申請対象設備である冷却塔のですね、統合を行うものとして感知設備と消火設備の関係はしますので、
1:52:47	これらについてはその設計方針を示した上で、共通04にも書いてございますが、火災防護設備等はですね共通的な設計になりますのですべての機器が出揃った時点で、すべてを申請させていただくということで、
1:53:03	第1回の整理としては、現状、
1:53:06	まずは設計方針としての申請と考えておりましたというのが現状でございます。
1:53:13	規制庁谷です。その時に考え方をお聞きしておきたいんですけど、例えば今回冷却塔を申請対象としていて、例えば竜巻とか外部火災というんだったらその防護対策設備まで今回の申請で含めてやってきてると思うんですけど、
1:53:27	内部火災に関しては、どういう考え方で防護対策設備あと次回でも火災の条文への適合性を説明できるって整理するんですけど。
1:53:43	はい。前年面でございます半分繰り返しになるんですけども、そこについては設計の方針を述べるというところで考えてございますご指摘の点は、
1:53:57	希望ネットであったり、冷却塔の適合を確認するにあたってそれらの防護対象というのも、
1:54:07	当然、防護対策というのも当然申請されてしかるべきという、そういったご指摘か等、理解いたしました、認識は合ってますでしょうか。
1:54:19	規制庁丹治ですや、なので申請対火災においては、基本的にどういうふうに感知器を設置するかも含めて話を聞いてきたような気はして、
1:54:29	なんてし普通に申請対象かなというふうに認識はしていたんですけどそのあたりを申請対象から外す意図って何かあるんですけど。
1:54:55	はい。規制庁谷です。音聞こえてますか。
1:55:00	日本イシハラでございます。具体的な回答は、先ほどあった通り夕方させていただきますから、
1:55:08	もともと考えてた考えであったり、竜巻とか他のやつを差別化であったりというところで、それも踏まえた上で、具体的に考えたときに対象とするか否かという結果は夕方、再開した時にご説明させていただきますが、

1:55:23	おっしゃっていただいている通り防護対策設備が、いわゆる防護対象との関係で、その設計は特徴的に説明をしないといけない特出するものである場合は、
1:55:36	申請対象とするというのが多分一般的な考え方かなと、共通の方針を述べて同じようにつければいいというのであれば、それは、分割申請において、
1:55:47	まずまとめて申請をするということでもあるのかなという気はします。その辺の考え方も含めた上で整理が必要かと思っていました。以上です。
1:55:58	規制庁コサクです。タジリが、
1:56:01	いう形ではなくて今とりあえずというふうに言った理由は私がこれから移動してしまうからだと思うんですけど、その背景を知っているであろうことを踏まえつつ、なぜ、
1:56:14	いう形で説明するっていうふうになっているのかの状況を教えてもらえますか。
1:56:30	古作ですけど聞こえますか。
1:56:33	はい、宮城石田でございます聞こえております。
1:56:37	昨日、その前も含めてやりとりをさせていただいて我々としても、やりとりの認識はしてございます。今でなくいう方とお話をさせていただいたのは我々の中でも、最終的なジャッジがまだできてないということが、
1:56:53	理由でございます。そういう時間軸もわかった上で準備しろよというのは当たり前だと思いますけどちょっとその部分も含めた上で、夕方という回答をさせていただきました。以上でございます。
1:57:06	規制庁コサクです。状況はわかりました。
1:57:11	一方で文化通の考えを整理してっていうのは2年前から言っていること
1:57:18	なんでこの段階でそんなぶれるんだろうなというところですけど。
1:57:26	基本的な考えは石原さんが言われたように、特徴的なものは言ってもらわないと適合が判断できないということで、
1:57:37	特2 竜巻防護については、
1:57:40	申請、
1:57:42	対象とされ、防護ができるかどうかというのをあわせて説明することによって冷却塔が申請できたと。
1:57:51	ということですけど、
1:57:54	火災防護はじゃあ、一般的なのかっていうようなところろうとしてこれまで説明があったというわけでもなく、
1:58:02	淡々と説明を受けていたところなので、そこら辺の考えを整理をして計上いただくということだと思います。

1:58:12	一方で、何で入れられないんだっていうのはちょっとよくわからないのでそれも含めて説明をしてください。
1:58:23	はい。常勤理事者でございます。それも含めて、すみません、夕方に上がってしまいますが、ご説明させていただくようにします。以上です。
1:58:35	はい。ちょっとですね火災の続きとあと冷却水系少しがあるので、その話を夕方についていうことで、
1:58:43	短い時間で振り返りだけ、午前中の振り返りだけ今やっていただいて大丈夫か簡潔に。
1:58:56	はい。
1:58:57	日本原燃田中です。それでは共通 09 の振り返りなんですけども、全体的なところで言いますと代表で説明させていただきましたけども、その他抜け漏れなく代表が選定されているか、
1:59:09	しているかというのを整理、例えばガラス熔融炉であったり、How の濃縮缶のアップ、そういうところをちゃんとピックアップするよというふうな話。
1:59:18	五つあと個別の別紙 1-2 ですと全般的にいただいた話でいうと資料の見やすさというところ、区分の話とかそういうのも踏まえてですね、あと、資料としない理由であったり、
1:59:30	あと F D の、記号番号をですねリストとひもづけするとかそういう
1:59:38	視覚的な改善点というところですが、そういうところの話、あと、
1:59:46	ルールとして、
1:59:48	と。
1:59:51	あとは、図面等でやっぱり凡例が抜けてるとかそういうところもありますので全般的そういういただいたところをですね、整理して、他のところに展開したいというふうに考えております。
2:00:13	出張市民です。以上でよろしいでしょうか。
2:00:17	はい。
2:00:19	茶谷です。生駒から谷津言わなかったけど最後の方に言ったやつでまとめてちゃんと対応しますよっていうので、この資料に限らず、今回指摘をした期間のところに限らず、他のところにも水平展開できるものに関しては適切に対応しますよって言うても良いですかね。
2:00:33	はい。その通りでございます。
2:00:35	規制庁コサクです。その上で、スケジュール感っていうのもなかったですけど、途中で話をしたように、00 からしっかりと展開をしてということで、次回は、抜け漏れのないように先ほどの判例とかも含めてですね。
2:00:50	作業進出を勧告してと。

2:00:53	いうことを念頭にすると今すぐには言えずに、改めてスケジュール整理をして提示しますっていうことですかね。
2:01:03	はい。日本原燃タナカその通りだと思います加来城 00 から始まって上流の整理きっちりして、抜け漏れなく整理するということになりますので、ちょっと1回持ち帰ってそのスケジュールの方は整理させていただきたいというふうに考えております。
2:01:18	はい。コサクですよろしく申し上げます。スケジュールの関係だと、補正までに向けて全体プロセスどうするんだということも、整理中なのかなというふうに思ってます。
2:01:30	ので、そのあたりも含め、提示の方よろしく申し上げます。以上です。
2:01:39	成長趣味ですた午前中分について規制庁側から何かありますでしょうか。
2:01:49	人間側もよろしいでしょうか。
2:01:54	はい。前年特にございません。それ午後は16時再開ということで、これで午前中のヒアリングは一旦終了します。録音を停止します。
0:00:00	了解しました。土岐市長志水です。それでは午前中のヒアリングに引き続き、ヒアリングを再開したいと思います。出席者について一部変更がありましたので改めて出席者を紹介します。
0:00:14	規制庁側の出席者について班長会議室からタジリタカナシシミズ。
0:00:21	とその他WEBからの参加で、カミデを下フジワラ。
0:00:26	以上になります。では日本原燃の方から出席者の紹介をした上で資料の説明を開始してください。
0:00:36	はい。日本原燃中浜でございます。改めて日本連側の出席者、
0:00:41	紹介させていただきます。
0:00:44	サトウタカハシ。
0:00:47	セガワ。
0:00:48	フジノ。
0:00:49	浜中。
0:00:50	清水。
0:00:52	佐藤ヌマヤマ。
0:00:54	イワタニ。
0:00:56	ヤマモトフワ。
0:00:59	エビナ。
0:01:00	チダ。
0:01:01	ヤマモト。
0:01:03	イクラ。
0:01:04	キクチ。

0:01:05	ナカハマ。
0:01:07	以上になります。
0:01:08	午後からはですね、火災防護の方からご説明というか、日ご確認をいただきたいと思います。
0:01:17	よろしくお願いいたします。
0:01:21	はい。日本原燃の佐藤でございます。本日の午前中にですね、火災防護関係で火災防護設備の申請対象範囲の考え方についてはご質問がありまして、
0:01:33	冒頭ケースですね我々共通シリーズの方で、負かさ等に関しましては設備機器をですねそれを申請時に影響評価等を説明し、
0:01:46	対策が基準に適合することを示すという考え方を示させていただいておりますので、この辺りが引っかかっててどうしようかなというふうに思っておったんですけども、この表現を見る限りその対象設備を申請しなしないと、
0:02:01	もう書いてませんですし、例示としていただいたその竜巻側では防護対象設備の方を申請していて、火災の方がしてないといったところの説明性もおっしゃる通りかなというふうに思いますので、
0:02:14	今回の第1回の申請の中で冷却塔に関する火災防護対象設備については、申請対象範囲として、改めて申請させていただこうというふうに考えております。
0:02:26	まず考え方については以上でございます。
0:02:30	瀬尾タジリです。当申請対象で説明されるということは理解して火災については今までの説明を聞いていけるところはそんなふうな内容はないと思ってるんですけど、その他の耐震ドアの要素について、どれぐらいのスケジュールを説明し、
0:02:53	峠打田でございます。すいません所長お時間ください。
0:03:07	日本原燃の蝦名です。ですねちょっとスケジュールについてはですね追ってにさせていただきたいなというふうに思っておりますというのも、ちょっと今、
0:03:21	こういうふうに、結構その辺、追加するものについてどういうふうに短縮化してくかというところをちょっと検討しているところでございますので、
0:03:31	ちょっとすいませんスケジュール、現時点では、明言するのは控えさせていただきますと思います。以上です。
0:03:40	大谷です。明言自体はいいんですけど少なくとも最後これが利息になってってというのがずっと続くのはらしい話だと思っているので、

0:03:50	考え方を説明しつつ結果だけ待ちの状況とかを作っていくのかとかそこの考え方を踏まえた上での方がいいかなというふうに思っていて、とりあえずできるだけ、
0:04:01	早く説明できるものっていうのも考えながらだと思ってるんですけどその辺りって今の検討状況ってどんな感じなんでしたっけ。
0:04:08	時期を明言しろというよりはどうしてこうしてますかっていうところぐらいは聞いていこうかなと思ってるんですけど。
0:04:16	はい。日本原燃の木田でございます。耐震計算書についてはですね火災防護設備は第二グループで一括でだ。
0:04:31	預けたところで、今回作り直し規制庁タジリですけど、ごめんなさい、途中で音が飛んでしまってここだけかもしれないけど、
0:04:42	だからお願いしてたらすみません。
0:04:44	鈴木 1000 件年チダでございます。聞こえてます。
0:04:50	はい。等ですね、今、火災部門の耐震計算書は第二グループに向けてです。全体を包絡した形で作りおりましたので、今回そこからですね、4B 冷却塔に関わる箇所を抜き出して、
0:05:08	作り込むという作業があります。で、具体的にいつというのはすみません、この場では
0:05:16	控えさせていただくんですけどもまず全体ですね審査の方の利息にならないようにまずは基本方針の方ですね、早い段階でお出しして、そのあとに結果を見ていただくというような二つのステップで進めさせていただきたいと考えております。
0:05:34	以上になります。
0:05:37	規制庁谷です。
0:05:38	現時点だとそれ以上のようないいですかね何か今お話いただいているのは一般的なイメージとしてはそうかなと思いつつではあったんですけどそれ以上については検討中ということなのかもしれないけど、
0:05:49	道筋示せそうなのじゃいつごろで使って結果がシミズにちょっと今どれぐらい時間かかるかってのいろんな手段を考えながらということだと思うんですけど。
0:05:57	そこの話を具体的にいけそうなのがいづ頃かとかってありますか。
0:06:32	日本原燃津田でございます。ですね。はい。基本方針については、現時点から、1 週間から 10 日程度をですねめどに提出をさせていただいて、
0:06:45	そのあとのヒアリングについてはちょっと 1 週間ルールはご相談させていただくかもしれませんが、はい、衛藤基本的な考え方というところをそこで議論させていただきたいと考えております。
0:06:59	規制庁田井です。

0:07:01	とりあえずできるだけ速やかにということの方針示されたものは後でのながらということで一応理解はしました。衛藤他の方からこの案件について何かありますでしょうか。
0:07:15	でも、規制庁から見てです
0:07:18	耐震云々みたいな話があったので、
0:07:22	確認ですけど、ちょっと私もそもそものところからよくわからなくて、
0:07:30	今、対象に入れようとしてる感知器っていうのは、
0:07:37	名称としては、例えば設備リストとかあるじゃないですか。どういう名称で今登録されてるものかとかって説明できます。
0:07:56	はい。日本原燃の千田でございます。ちょっと今、提出版を手元にないので、正確なことを申し上げるかもしれませんが、今回対象となる感知器は土佐のためらと炎感知器の幹になります。
0:08:22	はい、規制庁カミデです。
0:08:27	そうですね具体はもうちょっと後で確認できればと思いますけど今設備リストを見ている限り、
0:08:36	どれを見ればいいのかっていうのもわからないので、ちょっとそれはまた追って確認しますで、ちなみに2種類あって、
0:08:47	要は一般工業品で感知系って言ったら大したものではないと思うんですけど、ちょっと特殊な構造とかっていうことなんですかね。
0:08:58	日本原燃の津田でございます。ご理解の通りで検知器自体は一般汎用品を用いております。で、こちらのですねこちらは火災防護審査基準の方に、
0:09:15	守るべきものと同じ機能を維持できるように、地震時においても機能維持できるようにという要求がございますので、それを耐震計算書でお示しするという位置付けのものになります。
0:09:30	はい。規制庁カミデです一般品であればわざわざその計算書を起こされてっていうことも、
0:09:37	ないし静的解析で終わっちゃうんじゃないのって思うんですけど
0:09:42	どれぐらいのものなのかっていうのがイメージできてなくて聞いているんですけど、せ、
0:09:48	なんかもうちょっと認識をしたいんですけど説明いただけますか。
0:09:52	はい。元日本原燃の津田でございます。すみませんちょっと9、図面等がないところで恐縮ではございますが、
0:10:03	冷却塔の基礎のところですね少し長いメートルくらいのポールを立てて、その上に重さ10キロ程度の検知器、先ほど申し上げたですね土佐もカメラ、

0:10:18	あと炎検知器をつけるような、また、構造としては単純なものとなって ございますが、そちらのですね地震時の機能維持をお示しするものにな ります。
0:10:30	構造としては非常に単純でございます。
0:10:35	はい、規制庁カミデして、
0:10:40	あとあれですか、既認可かどうかっていうと新設モードってことなん ですかね。
0:10:45	はい。日本原燃千田でございます。はい。ご認識の通りでございます。 今回の新基準を受けて、感知、火災区域の感知器を多様化するという ですねご要求の元設置者新設になります。
0:11:03	はい。規制庁神です。わかりました。
0:11:08	あとは、
0:11:11	スケジュールはまだまだと言っていましたけど、
0:11:14	どんな書類が増えるかっていうのを教えてもらっていいですか特にその 耐震部分で、どれぐらいの書類が増えてくるのかってところが、
0:11:26	知りたいんですが説明できます。
0:11:30	はい。日本原燃の千田でございます。書類としてはですね、今、葛西の とか安保 00 の 01 の方の
0:11:46	大津ページで 285 ページ、書いてございますが、ですね。
0:11:54	185 ページの青字で書いてるところでございますが、添付書類の 4-4 と して火災防護設備の耐震性に関する説明書ということで、
0:12:06	説明書を添付として提示させていただきたいと考えております。
0:12:12	内容としましては、ですね構造計画、感知設備のですね、今回設置する 感知器の構造計画、
0:12:24	それとあとは評価に係るですね評価方法等を示した上で結果を示すとい うようなものになってございます。
0:12:36	はい。規制庁神です。そうすると、
0:12:39	補足説明資料上は、下防 00 の中身が拡充されて、
0:12:45	計算書とかもそっち側についてくるって感じですか。
0:12:50	原燃津田でございます。ちょっとここはですね整理というかこの後の進 め方のご相談かと思いますが、
0:13:00	耐震側の点ぷーに紐づくものとなるので最終的にはそちらにですね整理 する。
0:13:08	どうか、あとは江藤今後のヒアリングでですねどちら側にぶら下げてご 説明するのかというところはすみません
0:13:16	ここをちょっと調整させていただきたいと考えております。
0:13:22	はい。規制庁深見です。わかりました。確かにいっぱい地震 00 の方 でも、

0:13:28	4-4、火災防護設備の耐震性っていう説明書で説明しますってなってるのでとりあえずわかりました。どっちに入れるかはどっちでもって感じですけど。
0:13:39	説明書の中に、どういう構成であるかっていうことなんですけど、基本的には基本方針があって計算書って感じだと思うんですけど、耐震の場合、
0:13:50	結構基本、添付の基本方針と言ってもたくさんあってですね、どれぐらいの単位で来るのか物量的にどれぐらいなのかっていう感じが、
0:14:01	気になってるんですけど、
0:14:05	4-4 のにある基本方針ってどれぐらいの物量なんですか。
0:14:12	はい。日本原燃の津田でございます。今回の安全冷却C冷却塔に関係する、すいません枚数で回答するのが適切かはすみませんちょっとわかりかねるところはありますが現状ですと大体 30、
0:14:31	ページ程度で考えております。ただ、今回先ほど申し上げたように T a I I にですね淘汰てるような形になりますので、
0:14:44	そういった場合ですね
0:14:48	説明のですね合理化の観点から筋加工の基本方針にですね基づく評価になりますのでそういったものを読むことでもう少し削減をさせていただきたいと考えております。
0:15:04	はい。規制庁管です。ちょっとあまり具体のイメージも掴めないんですけど、話しぶりからすると、
0:15:11	今回のものだけ説明すればいいっていうだけで考えていると、できてから、
0:15:22	他のところ、ほか添付の基本方針との各範囲、基本的にはもうティービーは一通り書いて、
0:15:32	S A だけはまた近藤みたいにやってる考えと、この笠伊井で行って説明範囲が異なる。
0:15:42	るんじゃないかなって気がしたので、
0:15:45	ちょっとその辺りはどうするか基本的には網羅的にと思いますけど、
0:15:52	何か限定をかける場合は基本的な考え方に沿ってこうなんですって説明できるようにしてもらいたいなというのがまず最初の感想ですけど。
0:16:02	そちらの準備としてはどんな状況ですか。
0:16:08	はい。日本原燃の津田でございます。
0:16:13	今回のところを抜き出すことで全体の考えが抜けないよというご指摘かと理解したんですけども、そういう意味ではですね第二グループ向けにですね全体に向けた作り、火災の防護設備としての耐震の全体に向けた作りにはなってござい

0:16:33	ますので、そこから今のご指摘の趣旨を踏まえて適切にですね抜き出した形で、はい。
0:16:43	ご提示させていただきたいと考えます。
0:16:48	はい、規制庁カミデスダわかりまして、
0:16:51	阿藤。
0:16:53	マーク大脳耐震計算のやり方聞いてもしょうがないところではあるんですけど、
0:17:00	あれですかね基本的に手計算でやるのか、解析コードを使ってやるのかっていうとどんな感じですか。
0:17:10	はい。日本原燃の津田でございます。先ほど少し口頭で申し上げたところになります、高さがそれなりにございます。ある支柱の上に置きますので、今回は解析コードを用いたものになります。
0:17:33	はい、規制庁管理です。で、
0:17:36	あと今耐震のほうでは、類型化っていうものでなるべく省力化しようという話をしているんですけど、
0:17:45	そこで言ってる話と今回の火災防護設備、
0:17:51	てどういう関係にあるかとかって説明できますか。
0:17:56	はい。日本原燃の千田でございますすみませんちょっと短信の方にあまり明るくないので的外れな回答になるかと思いますが、火災防護設備としては6条要求で、
0:18:10	耐震計算書ではございませんので今の整理の中には入ってはいませんが、ちょっと先ほどの繰り返しになるんですが、構造としては
0:18:22	えーっとですねえと筋加工と同じような構造になりますので、類型化でもついているですね別添の式、同じ評価方法で対応できるものでございますのでそれを基本方針で呼び込んで評価するような形になっております。
0:18:42	規制庁神です。耐震の方、今いらっしゃれば説明いただきたいんですけど、日本原燃菊池です。今のちょっと補足させていただきますと、
0:18:55	耐震計算の基本方針の方で示す予定にしています計算式のどの分類と合致してるかっていうところで、
0:19:05	類型化の分類としてはどこと一緒にだっているのが説明できるというふうに考えてますので、そこを、
0:19:12	葛西側の基本方針の中でどの分類に、
0:19:16	入りますというところをお示しさせていただくことで考えておりました。以上です。
0:19:23	ちょっと傾聴中身です耐震の方は、
0:19:28	大分分類も10個ぐらいになってるんで、
0:19:32	どれに当たるんですかね。

0:19:38	日本原燃布施です。すいませんちょっと細かいところまでは、なんですけども、FEMの、
0:19:46	分類の中の支持構造設備、
0:19:49	に該当します。
0:19:55	はい、規制庁カミデです。そうすると、
0:20:02	冷却塔とおなじ累計ですってことですか。
0:20:07	日本原燃布施はい、おっしゃる通りです。
0:20:12	はい、わかりました。なので、
0:20:16	額面通りに受け取れば、逆等と同じ粒径に入ってるものが一つ増えるだけなので特段新たな説明は多分ないはず累計をちゃんとやれば、その辺はかなり実質的にできるはずだと。
0:20:32	今思ってますので、
0:20:37	逆に、
0:20:38	ある意味ちょうどいいというか、類型化をどうやって活用していくかっていう認識合わせにもなるかと思imasのでそのあたりですね、
0:20:50	どうやれば効率的にできるのかっていうところも話しながら、
0:20:55	あと、具体的にそういう方申請に含めるっていうことであれば耐震の方でもあると。
0:21:02	月間話とかしますからその中で、火災防護設備が通った、
0:21:08	いう話も含めて聞いていければと思imasたんでその辺り話ができるよう、あの中でしっかり整理しておいてください。
0:21:20	はい。日本原燃の打田でございます。承知しました。耐震等ですね強調してご説明させていただきたいと思imas。
0:21:30	はい。規制庁菅ですよろしくお願imasします。私の方からは以上です。
0:21:37	はい。規制庁谷です。最初カミデの発言の中でも少しあったんですけど共通08とかでもやってる設備RIS等の中で、熱感知カメラなんですけどーF等、
0:21:50	Gの方は書いてると思うんですけど、
0:21:52	このA4系のやつ書いてないんじゃないかなって気がしていてちょっと別の名前で書かれたら見つけきれないだけの可能性があるんですけど。
0:22:00	何かそういったリストの中でも中途半端に間に落ちちゃってないかっていうところは精査いただきたいと思imasてるんですけど、何か今リストでここの番号のやつですとかっていえる方いるんでしょう。
0:22:13	出村でございます。少々お待ちください。
0:22:27	はい。日本原燃田中です。08-1層の方ちょっと精査してですね抜け落ちないかと確認しながら、対応していきたいと思imasすちょっとすいません今確認できてなかったんですけども、

0:22:38	はい。規制庁館です。
0:22:41	第2回のところで、MPですね今回のところの対象のやつが、設置場所としてやられてるようなところってなくてあとはお配りとかで言ってるやつひょっとしているかどうかとかだと思っんですけど。
0:22:52	だから、ここで今更何か抜けがありました。
0:22:55	れる。
0:22:56	あまりやりたくはないので、ちゃんとそういった面でも、何か中途半端に落ちているやつがないかどうか、一応系統にのっとるようなやつってというのは、今1個1個見てってるところではあると思っんですけど。
0:23:08	今回みたいに、屋外とかでころっと外れてました。
0:23:11	なっていうふうに言われると、なかなか、
0:23:14	いや全部見るなんてところはあるので、
0:23:17	これらを踏まえた上でちゃんと精査してるものとしてリストが提出されているとこちらは信じたいところであるので、精査のほどよろしく願ひいたします。
0:23:26	はい、日本原燃田仲次長といたしました。
0:23:30	はい。規制庁田尻です。この件について他になればちょっと加工00シリーズの細かなところ、細かなところって言えばざっくり全体通してって形になりますけど、行こうかなと思っんですけど他にどなたか何かありますか。
0:23:49	はい。麻生なので少し確認させていただければと思います。
0:23:55	00cmなんですけどいくつか細かな点等、1個だけ、ちょっと整理を確認しておきたい点という形なんですけど、
0:24:04	まず右下59ページのところ行っていただいて、
0:24:09	基本設計方針言っただいてなんですけどSAのところ、
0:24:15	重大事故等対象施設の設備分類って言った時、設備分類って他のところでも使ってるようでよかったです。
0:24:28	規制庁館です基本設計方針の一番下の方で重大事故等対処施設の設備分類に応じてという形で書かれていて、これリスト側全般的に設備分類って今書いてるんでしたっけ。
0:24:41	日本原燃の吉良でございますはい設備分類をキーワード共通的に使っただいます。
0:24:48	規制庁館です。ここで言ってる設備分類っていうのは常設重大事故とかそういう形のやつの名前のことですかね。
0:24:57	はい。現状でございます。そのご理解で結構です。
0:25:02	規制庁鳥井です。この設備分類に応じて機能を維持できる設計とするって言った時なんですけど

0:25:09	ちょっとどれを指してるかっていうところなんすけどここで言いたいのは内的事象でどこ、どうのこうのとかそっち系のやつですかそれとも常設の話とかは、可搬の話はあんまないような気がするんですけど。
0:25:20	どれとどれを区別したいんですけど。
0:25:23	日本原燃の千田でございますここはですね火災の感知消火設備を自身持たせますということをお願いするところでございます、ここで区分しないのは工夫をしたいとかここでですね対象としたいのは
0:25:42	常設の重大事故対象設備外的起因のもので、そちらを指してございます。はい、規制庁と自立、その辺りも設備分類って言葉で分類でよかったでしたっけ。
0:25:54	ちょっとどこ設備分類で何も分けてたから、要は常設当てる99ノートそれ以外のものを受けたいからってことになるんですかねこれだと、耐震重要を分けるっていうか、
0:26:04	はい日本原燃の打田でございますはい耐震の区分として分けたくてこの表現を使っておりました。
0:26:12	はい。ちょっとですねこの使い方一般的か、もう一度確認はさせていただきますが意図としては耐震の分類を分けるつもりで使っておるものがございます。
0:26:25	はい。成長と事実なんで火災防護設備に関してはそれ以外の耐震重要というよりは防護対象の耐震重要に合わせてやってきますよっていうところを踏まえて、1個上のところで、
0:26:35	火災防護上重要な機器の耐震による耐震重要度分類に応じてやりますよって話のSA版だとは認識しているので、あとは設備分類って言った時にそれ今回の常設耐震重要とかそういうやつ。
0:26:47	当てはまるのかっていうところろうだ形の整理だと思ってるので、文言の統一ができていけばそこまで問題ないと思ってるので、どこのところでこういう表現使ってるんでこの表現ですっていうところを今度どっかで教えていただければと思うんでよろしくお願ひします。
0:27:02	はい、原燃津田でございます承知しました。確認いたします。
0:27:06	はい。規制庁田尻です。それでちょっと細かな話なんですけど、右下64ページ
0:27:11	いただいて、
0:27:13	今日石を欲しいところで3時間以上の耐火境界となるように、鋼板テクトする設計とするっていう形なんですけどこれ後半ダクトであれば、さて関係なしでよかったでしたっけ、一応許可本文時1.5mm以上というふうに言っていて、
0:27:25	今回朝までは説明書に落としますっていうんで書かれてるのは理解するんですけど、ここんところで必要な厚さを書く必要な差を確保した鋼板

	ダクトとかそういう屋食はなくても鋼板ダクトで説明がつくもんでしたっけ。
0:27:39	日本原燃の千田でございます1年は田崎さんおっしゃっていただいた通り添付の方ですねそこも説明するのでというところで
0:27:55	採用先ほどしたものでございますが、
0:27:58	ご指摘をいただいたところでよく、あとはターのヒアリング等でのご指摘を受けて確かにんじゃ何を担保するんだっていうと必要な厚さというところがキーワードになるかと思しますので、
0:28:11	すいませんそこはですね追加したいと思います。
0:28:15	はい。修正させていただきます。はい。瀬尾タジリです。結局1回5mmというように意味があるという形であるならば、そこは本文に書かれたものなので、数値そのまま書かなければいけないかというよりは、
0:28:26	何を担保しようとしてるのかっていうところあった方がいいかなというふうに思いますので今対応されるということで認識はしましたのでよろしく願いいたします。
0:28:35	はい、例年チダでございます承知しました。
0:28:39	はい。規制庁田尻です。基本的に火災に関しては、
0:28:44	だろうが許可のときだろうがやたらとしっかり返ってきてるところがあって今回、基本設計方針に落としてる部分も多くて、説明上もその裏返し部分であるとかさすがに本文に入れなかったところというのを書いてるだけなんであまりコメントもないところなんですけど、
0:28:59	少し外れたところでなんですけど
0:29:04	401 ページで別紙6 シミズのところでなんですけど、
0:29:09	この後すいませんただ認識はしておきたいというだけなんですけど例えば401 ページのところの一番下で、
0:29:14	(10) 大事故等対処施設に係る設計方針はっていうやつで括弧書きで書いてるやつがいてで、全体のところにそれは書いてないんですけどこの括弧が受けてるのは、上のところで書いてるところだと。
0:29:25	全体の部分のところだと主語に安重アンジュっていうかDBの防護対象とSAの防護対象という主語で書いてるやつを第1回申請範囲ではSAの主語を抜いてる形になってるので、
0:29:37	その部分を受ける形をその段落の上でこの括弧書きを統一して書いてると思えばいいですかね。
0:29:48	日本原燃の千田でございますすいません少々お待ちください。
0:30:13	郷元の吉良でございます。申し訳ございません。こちらがですね先ほど田尻さんおっしゃっていただいた通りで5.2.2のところですねSS-D本来書くところを今回テレビだけに絞って書いておりますので、

0:30:28	こいつらについて最後にS Aについてはその申請漢字で示しますという全体を撮影言ってございます。はい。規制庁谷です。理解しましたので、その上で、
0:30:39	ちょっと前にも整理は聞いた気がするんですけど例えば403ページのところで、第1回申請範囲のところで上から4行目5行目ぐらいとかを炉で火災防護上重要な機器等々重大事故と対象施設を書いている形になっているんですけど、
0:30:53	これは防護対象じゃなく発生意見だから書いてるとかそういうことでしたっけ。
0:31:05	日本原燃の津田でございますですね申し訳ございません。ここの換気系の比率は、不燃仕様についてはすみません本来このS Aの記載は抜くべきでございます
0:31:19	藤さん先ほどおっしゃった通りで河西元になるものについては
0:31:25	マリック場合戻って書きますがこちらの場合は完全に申請対象設備の防護に関するものでございますのでここはすみません抜くのが正しいんです。申し訳ございません。
0:31:37	はい。規制庁田尻です。何か今回の申請対象があくまでDB設備という形になっているので、DBに対して迷惑を超え、迷惑をかけるものとして考慮する範囲としてはS Aも書くけれど、
0:31:49	それ自体の防護の話に関しては今回から省きますよという整理だったかなというふうに思っているなのでその辺りはちょっと整理いただき、精査だけいただければと思うのでよろしくお願いします。
0:31:59	はい。元気そうでございます申し訳ございませんでしたこちらから全体確認させていただきます。
0:32:05	はい。規制庁館です。あともう1点整理みたいな話で確認しておきたいのが402ページのところなんですけど、
0:32:11	下から5行目の5行目6行目か6行目ぐらいのところ、緊対所建屋の話が書かれていて、緊対所建屋の扱いどうするかっていうところなんですけど、一応、DBでも登録はされてる施設にはなるかと思うんですけど、
0:32:24	どこまでを今回申請対象外として、今回一式対象外にしてですね緊対所については、
0:32:39	原燃、津田出口さん。
0:32:43	ございます。すみません。ちょっと聞き漏らしてしまって、今ご指摘は402ページでよろしいですか。はい。402ページの全体のところでいうと、下から6行目のところで、またあと中央制御室等への制御室と緊対所建屋の対策本部という形で書いていて、

0:33:00	第1回申請としては中央制御室という制御室の床面はという形で緊対所建屋を多分今抜かれてると思っていてで、他のところでも緊対所建屋の話が出てきて保管ところの送水の話とかが多いんですけど出てくる形になっていて、
0:33:13	今回緊対所建屋緊対緊急時対策所という意味でいうと、条文要求的にはDBもSAもかかるような形にはなってると思うんですけど、緊急時対策所については、メインの要求がSAでその中に何かあるっていうところもSAの観点で見ることがメインになるので、
0:33:28	今回から省いてると思えばいいですかね。
0:33:31	はい。日本原燃の千田でございます。衛藤はいその整理です。衛藤のところ申請される際にその工面材の利用というところで、
0:33:43	作ったりすべきと考えて外しております。
0:33:46	規制庁谷です。広重。ルールについてはわかりました。
0:33:50	すいません。西田499ページのところで、参考でついでるものについてちょっと認識を合わせておきたいんですけど。
0:33:59	それと499ページの黒ポツが四つあって、
0:34:03	上二つは理解しつつ、三つ目のポツについてなんですけどここで書いてある発電所における申請内容を参考としたっていうところは、要は、変更前も変更後も
0:34:14	両方参考にしたって思えばいいんですよきっと。
0:34:25	はい。日本原燃の吉良でございます。はい。そうですね今回火災防護審査基準に関して記載するところがございますのでそこは先行炉さんの時、
0:34:42	状況を参考として
0:34:46	書かせていただいております。
0:34:48	規制庁谷です。一番意図としては何かっていうと多分変更前のタイミングでも結局炉の耐火指針が何かを参考にしながらぼかし火災防護指針でしたっけ。
0:35:00	八幡山越ですね弱の400万の中にないと基づきやっていて、今回変更5に関しても火災審査基準を取りながら必要な、と同じようにやった形でやってる形になっていて、
0:35:12	だからちょっと舞台のページぱっと出てこないですけど例えば蛭田の話とかだと変更前から一定程度やっていてそこんところについて変更後については
0:35:21	より火災防護基準の記載則りながら書くような形になったかなというふうに思っているんで、ただ変更後の記載だけを真似たというよりは変更前の記載を考える上でも、
0:35:31	その部分で文字

0:35:33	変更前も、
0:35:39	はい、日本原燃の千葉でございますご理解の通りでございます歳出シンカー主江藤再処理審査指針の方のところでもですねと発電炉の方、
0:35:50	について、資料の参考2というのが3、解説の方にございまして、変更前についても同様に参考にしているものでございます。
0:36:00	はい。政調会に振り替えしました。もう1個、499ページの四つ目のポツについても一応認識確認しておきたいんですけど、
0:36:10	要は、施設購入のエビデンスを踏まえながら書きますよという話が多分ここに書かれていて最初の申請会議を選定してということになるんですけど、
0:36:19	へ、
0:36:22	変更前後を書くときの基本的なルールに関してなんですけど、変更前後において設計方針が変わってない場合は、変更前のところで、ちょっとさっきの実用の例を除くとしてなんですけど変更前の部分に関して、
0:36:35	既認可の申請書にまるっきり同じ文言で書いてなかったとしても、変更前も適正化した文言で書く
0:36:43	ここの認識であった。
0:36:48	日本原燃清水です。今田尻さんがおっしゃっていただいた認識であってございます。
0:36:53	切れちゃった時にですね、この四つ目のポツのイメージなんですけど、ここで、
0:36:59	これは下にエビデンスとしてつけますよというふうに言っていて、基本的には申請書前に書くところはそこのエビデンスの文言にとられることなく、変更今回許可からの流れにのっとりながら書いたものと、
0:37:12	同じ設計である場合はそれが変更前に関わっていてそれに関連するエビデンスを記載してありますよっていうだけですかね。
0:37:21	日本原燃清水です。はい。今のおっしゃっていただいた通りでございます。
0:37:26	北谷です。わかりましたそれだったら大丈夫ですちょっと何かぐ。駒田ねっていうふうに見つかったわけじゃなかったんですけどちょっとこの記載を見たときに、何か認識センターやだなというところをちょっと確認させていただきました。
0:37:37	で、最後、自分から最後の1点なんですけど、ちょっと認識ここも合わせておかないといけないかなというふうに思っていて
0:37:45	火災防に関して言うと第1章と第2章で結構第2章に寄せている部分が多いかなというふうに思っていて、
0:37:55	その時に第2条の整理についてなんですけど、他の

0:38:01	自分が見てる判断竜巻とかそういうところだとそこまでおかしいものはなくて、
0:38:06	第1章で共通的な設計方針が書かれた上で、第2章で個別の設計に係るような設計方針が書かれてるイメージにはなってるんですけど、
0:38:14	今回火災に関しては第2条部分、
0:38:18	特に感知とかですかね、多く書いていることもあって、
0:38:21	運用面の話も第2章に書かれてることが結構あって、
0:38:25	例えば88ページなんですけど、
0:38:30	基本設計方針のところで要は感知器の設置するしないの話のところで、こういうふうに管理するから設置しないんですよっていうところの文言が書かれてるところなんですけど。
0:38:40	これ持ち込み管理みたいなものも第2章に書くんですけど。
0:38:47	日本原燃の津田でございます。基本的な政治としてね、2章に書くものというのはその設備の1章で述べた共通設計を受けた設備のスペックであったり構造であったりそういったところになるのが正しいかと思いませんで、
0:39:03	すいませんここですね今回前回のヒアリングでのご指摘を受けて2章に追加をしたんですが、今申し上げたような方針照らし合わせるとこれは一緒に書くべきものだと。
0:39:19	認識しておりますので、こちらについては、修正させていただきたいと思えます。
0:39:28	はい。ただ、ただですね一方で設計等とセットになるような運用がございまして、例えば等々スペースで93ページのところでございますが、
0:39:42	失礼しました速攻規制庁谷井です。理解してます。93ページのところでおっしゃる通りで
0:39:52	火災感知設備で自動試験何とか設計とするようなところで、そこ保安規定に定めますっていうところは全体の設計とセットでだからっていうところも理解していてで、例えば96ページであるとか、あと、ちょっと100ページのやつとかになる
0:40:06	ところなんですけど一応こういうところ、
0:40:10	その前段の設計
0:40:14	おかしくないかなと第2 処理設備の話を書いている、それに関連するものとして大事に合わせて書きました。第一条部分でぶら下がる部分というのが、明確じゃなくて、大筋で書いてあるところにぶら下がるような形になってしまうので、
0:40:27	書きづらい部分もあって大小第2章の設備の設計表してるのところセットでっていうところを理解するんですけど、

0:40:33	先ほど指摘した 88 ページのやつは、設備にぶら下がるというよりは、全体の管理の話かなというところがあってちょっと指摘をさせていただきました。
0:40:43	一応ざっと見たつもりなんですけど他にもあるようであればそういったところは同じように整理をいただきたいと思ってるんですけど、今説明されようとしたのってそういうイメージですかね。
0:40:52	はい原燃の内田でございますその通りでございます運用について書いてるところ特に設計とセットで書いてるところがたくさんございますので、そういうものもある上で適切にですね先ほどご指摘いただいた 88 ページみたいなものは、
0:41:09	一章側にですね移行するように修正したいと思います。
0:41:14	はい。規制庁谷井です。
0:41:16	特にですね火災は意外と第 1 章部分での感知とかの話って書いていなくて多分書いてるのが、
0:41:25	59 ページのところに書かれてるようなレベルで設置しますよっていう話と、自然現象とかにも耐えられますよぐらいしかうたってないところになってると思うので、設置しますよっていうところで運用面の話を盛り込んでいってしまうんだとは思ってますけど後ろの方だと入れづらかったりするので、
0:41:40	そういったところに関しては
0:41:43	MOX の時点ではもう大丈夫かいてないという形にはなってるのは認識してるんですけど、
0:41:47	特に再処理の方は
0:41:51	いろんな部屋があるといういろんなパターンがあったりして特殊な運用してるところもがそれに頼ってるところも多々あったと思うので、第 2 章に書くのが適切なのかそれとも共通的な話として第 1 章に書くべきなのかというところは精査していただいて、
0:42:05	盛り込んだタイミングで、どういったものを盛り込みましたという説明していただければいいかなというふうに思ってるんですが大丈夫ですかね。
0:42:13	はい。玄千田でございますご趣旨理解しました。はい。先ほどの説明の通りでございますけれども適切にですね運用に関するものを一緒に庄野書き分けは先ほどの考え方に基づいてやらせていただきたいと思いません。
0:42:32	はい。規制庁谷井ですよろしくお願ひいたします。あとすいません。
0:42:36	最後次はもう 1 個だけ追加でお願いしたいんですけど。
0:42:40	一番最初に話をした草野幹事設備の話なんですけど、430 ページを見ていただいて、

0:42:48	基本的に屋外の感知設備の話に関しては430ページの変更高の上から6行目ぐらいのところから、非アナログ式の炎感知器と非アナログ熱感知カメラを開設する場合はどうのこうのっていう話が書かれていて、基本ここの設計方針、
0:43:03	その前段の部分で、今日アナログで設置しつつ、必要に応じて避難努力設計しますよというところからの流れにはなるんですけど一応ここの辺りで屋外の感知器についても触れているという認識を持ってるんですけど。
0:43:14	何か今回の申請対象にするしないで1回の申請内容って変わるいうところがありましたっけ。
0:43:22	日本原燃の吉良でございます。変更はない認識です。防護に係る設計方針についてはすでに述べているルーものとなっておりますので変更ないと認識しております。
0:43:38	はい。規制庁田尻です。菅。
0:43:42	感知器の性能に関して言うと補足説明資料とかにおいてもどういった範囲かにしますよというやつを図とかも含めてつけていただいたと思っているので、
0:43:51	ちょっと旋風とか検討結果汎用機についてどこまでやってやりましたよという
0:43:57	だったと。
0:43:58	説明を意識してきてる認識ではあるんですけど、
0:44:01	最初カミデの方からも少し話が出たと思うんですけど、要は申請対象としてその管理設備を設け盛り込むことになって、基本的には火災の観点での確認と、
0:44:13	あと耐震の観点での確認ってのがメインになってると思うんですけど。
0:44:18	衛藤他の事情も含めて、要は申請対象にした時には要は
0:44:22	一応もともとはC-2ですかねC-2クラスの設備になっていて別に安重とかってそれ単体でなっていないものになってるので、地震時の話っていうのがちょっと特殊になっていて防護対象の耐震性に合わせてやりますよという少し複雑なところあるんですけど、
0:44:36	他の条文のところも含めて記載として盛り込まなければいけないところがたり、足りないところが何か設備リストとかが多分一番わかりやすいところではあるんですけど、
0:44:45	そのぐらいの条文含めて申請対象としたときに、記載が他の部分でも足りないところがないかっていうところはお検討いただければと思うんですけどそのあたりの精査って大丈夫そうですか。
0:44:59	日本原燃清水です。はい関連事務ちょっとしっかり確認してですね、非常に影響ないかどうかちょっと確認させていただきます。

0:45:08	あとちょっと、申請書のパッケージでいうと、一部ですね、工事工程表とか、その追加するパーツがあるものもございまして、条文だけではなくて申請書全体として何が必要かというのをちょっと再精査させていただきたいと思います。
0:45:23	はい、規制庁タジリです何で今回の冷却塔絡みとして必要なものをパッケージとして第1回に示しますよっていう整理になったということかなと思っていて、そこが今まで明治に書いてあったところで書いてなかったと。
0:45:35	データとかも盛り込むんだという形で登録されていたけど感知については多分、位置付けが中途半端だったというところだと思ってるので、おっしゃる通り申請書全体としての精査になるかなというふうに思っているんで、申請書全体の先生は
0:45:47	さっきの各条としての関連の精査というところも含んでですけど、そのあたりの精査だけお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:45:59	はい。規制庁田尻です。笠井の常務自分からは以上ですが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:46:10	朝そうであれば原燃の方から振り返りをお願いします。
0:46:16	はい。日本原燃の打田でございます。今回大きな点としては、まずは今回、感知設備ですねと申請対象設備として追加させていただきますので、
0:46:30	それに伴って耐震計算書を追加で出す必要がございますのでこちらについては、1週間から10日をめどに目標として提出をさせていただきます。
0:46:42	提出にあたってですね先ほど神谷さんからご指摘いただいた類型化の話等々含めた形で、内容させてさせていただきたいと思います。
0:46:54	00の方に関しましてはご指摘いただいた点何点がございまして大きいところとしては、運用に関わるところをですね一通り精査をした上で一緒に庄野書き分けをですね、適切に対応させていただきたいと思います。
0:47:10	共通的な設計として書かれるものであると思いますので、そういった観点で修正をさせていただきたいと思います。
0:47:19	またですね最後の辰巳さんからご指摘があった点ですね他の申請書類への影響というところも確認をした上でこちらはこの加古00に限らずの話になりますけども、
0:47:33	確認した上でですね作業、ご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。
0:47:41	はい、規制庁田尻ですよろしくよろしくお願いいたします。他になさそうであればあと残ってんのが冷却塔の0.09の冷却塔絡みですかね。

0:47:58	はい。日本原燃田仲です。それでは、よろしければ共通 09 の残りの方の安全冷却水系間関連を進めさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。
0:48:10	はい。規制庁館です。基本的には別に冷却塔の方の話だろうが午前中にあった関係の方の話なのか、あんまり理屈は変わらないとっているので、関係についてしてきたところ同じように対応というところプラス、
0:48:25	今回あの冷却塔で個別にどうしても説明したいところがあれば説明という形でお願いします。
0:48:32	はい。日本原燃田仲です。そういう意味で申し上げますと、この安全冷却水系の方は、リビジョン 2 ということで、前回提出させていただいておるあらかたの概略はご説明させていただいておりますので、安全冷却水系自体はこちら、特段、
0:48:50	ご説明を割愛させていただいて、まだご説明させていただきかかったのは一体安全冷却水系の方のみかいつまんでご説明させていただければなと思いますので、別紙 1 に本当に、そういった安全冷却水系についてちょっと幾つかだけ確認しといていいですかね。
0:49:08	はい、お願いします。はい。
0:49:12	ちょっと細かな話は、午前中とかぶるんです飛ばささせていただいて、
0:49:16	ちょっと前に話聞いた気もするんですけど右下 35 ページなんですけど、
0:49:23	はい。
0:49:25	右田さん 15 ページに行ったときなんですけど、第 1 回と第 2 回の仕様書の書き方についてなんですけど。
0:49:33	第 1 回のところで今回冷却塔のカタケイについて説明して、第 2 回の方でも畑が来るので合わせて書きたいんですけどっていうところまで理解してたんですけど、
0:49:43	この書き方をしたときに、個数であるとかあと変更前後という意味でいうと、冷却塔って商標今回一切言ってないんですけど。
0:49:59	はい。日本原燃田仲です。今おっしゃられた指標というのは金融機関の指導表っていう意味であれば、すでに出ているものがございしますが、規制庁谷です。そういう意味ではなくて第 1 回申請において使用表をいじってないから、ここに書かれているみたいに、
0:50:15	第 2 回っていうところで、要は第 2 回のところで変更前っていうところに書こうとして、今回申請対象の冷却ごと、次回申請対象の力を合わせて書いているような気がしたんですけど。
0:50:26	そこの欄を合わせて書くってことは、変更前に関しては
0:50:31	要は既認可から今回変更がカタケイにあったんだとしたらこの書き方しづらい気がしていて、どうでしたっけって質問なんですけど。

0:50:49	規制庁なり水痘わかりますか。田仲です。後、ご質問の1種、理解しました。第1回の申請の方で確かに認可いただきますと、そちらの分だけが変更前に記載されるということになりますので、
0:51:03	こちらの変更前の方に、A号機とB号機同居するという書き方というのは確かにちょっと
0:51:09	そぐわないかなというところがあるので、前回分にはちょっと、
0:51:13	考えたいと思います。
0:51:15	ずれちゃった時です。この資料で議論することはどうかわかんないんですけど、ちょっとついてたのでしていくという形だったんですけど、今みたいな話をした時に変更前の方
0:51:26	に、
0:51:27	こういうふうに合わせて書くことにどこまで意味があるのかとかも含めての話にはなると思う。
0:51:31	なのでまとめて書けるもんだから書きゃいいと思ってるんですけど、何か。
0:51:36	変更後のところは2列に分かれていて変更前は1列で見たら何かややこしいことになりそうな気配がしたので、
0:51:43	今回今時点でどうこうとまでは思っていないんですけど、あと次回の申請書くときに、
0:51:50	要は1階からの変更部分と、昔の既認可から新基準前からの認可から変更前ってやつが同居する形になると思っていてただ申請対象の冷却塔と配管と竜巻防護対策とか、特定のものしかないので、
0:52:04	何か独立で書いておけば、何かいちいち何かごちゃまぜで書く必要もないのかなという気もしつつなんですけど、ちょっと今回のやつ、35ページみたいな形になったときに余計だけにならないようにだけはご検討しといていただければと思うのでよろしくお願いします。
0:52:19	はい。日本原燃田中です。
0:52:23	承知いたしました。
0:52:25	はい。規制庁谷です。あと、
0:52:28	細かなところろうになってしまうんですけど、24ページのところで、
0:52:33	マスキング範囲なので、ざっくりとだけなんですけど非安重機器があって各力の設備というのが書かれてルーのはいいんですけど、
0:52:45	火、避難所機器の左側のところは、弁のところで切れてるからわかるんですけど右側のところって、隔離するけど弁ではなくて配管部が境界になるんですかね。
0:53:00	はい。日本原燃の仲です。今ご指摘ありましたのは、右下24ページのこの赤枠の中の主要弁で起案中のところとの区切りになっている。
0:53:13	系統構成のところで、すいません

0:53:17	この境界のところが、配管のところで切れるのか、弁で切れるのかそういうようなご質問でしたでしょうか。県庁タジリそうですね会館室の隔離を行う設備というような話が書かれていて、アプリというと何か元の境界のような気がしたんですけど、これ見る限りだと、
0:53:37	村崎のやつだけ見ると、両方配管部に見えて、点線のやつで見ると、弁のところで切れるような感じが左側していて、
0:53:46	これはどう表してるのかなっていう質問だったんですけど。
0:53:50	はい。日本原燃田仲です。こちらの方の、この紫色の線とですねこの黄色の点線というのがちょうど同じようなところに来て便で区切れるというのが、正確な区分の表し方になっておりましたんでちょっとこちらの方も紛らわしいので、
0:54:05	修正させていただきたいと思います。規制庁た技術やっぱり面倒がちゃんと確認できる場所で境界があるということで理解しました
0:54:13	図の間違いだったということで理解しましたと。
0:54:17	これに関しては
0:54:20	認識は合ってるかどうかで 54 ページのところ、
0:54:27	ごめんなさいパソコンが止まってしまったので、ちょっと待ってくださいね。
0:54:33	もちろん 4 ページのところなんですけど、
0:54:38	ちょっとこれは何をのバイパスだったか覚えてないんですけど、53 ページで、ここマスキングですよ、マスキングの図面があって
0:54:45	マスキングの図面の中の下の方のところ
0:54:52	系統が一応二ついるような形になっていて、
0:54:56	途中にバイパスラインみたいのがあると思うんですけど、
0:55:00	配管 07-4 の下部分ぐらいのところ何かバイパスできそうなラインがあると思うんですけど、
0:55:06	バイパスラインについて保守管理用のやつとかに関しては司会市販の対象じゃないですよっていうのも理解していて、で、
0:55:13	他のどっかの資料のところで書いてあったやつで元からそれぞれの系統が独立して
0:55:20	それだけで安全機能を担保できるようなやつなんでバイパスできるのは自主的なプラスアルファの話ですよと書いてるやつも言ったと思うんですけど。
0:55:26	基本ここも同じようなバイパスラインですかねバイパスラインっていうのがどこまでの時だと登録されるのかってのはちょっと理解しきれてなくて、基本的に、バイパスもできるようになってますよっていうやつは自主的にプラスアルファの対策としてやってるもんだから支配下にはしないっていうことでしたっけ。

0:55:46	はい。日本原燃田仲です。すいません今おっしゃられてたのがですねページ番号でいうと受衛藤右下だと 54 ページで下だと 53 ページです。
0:55:57	ちょっと下の方の系統図で、ポンプのところに伸びてっているところの左側のところの線で、何か多分バイパスできそうなラインが見えていて、
0:56:10	片方の左側の方はカー抜きで、右側の上の系統にくっつきそうなやつ。
0:56:18	なんか、バイパスはできるけどこのバイパス自体には、効果を期待してるもんじゃないから、黒塗りってことでいいですかねっていう質問です。
0:56:36	はい。日本原燃田仲です。こちらの方のバイパスなんですけども、
0:56:41	こちらの方のバイパスすると、安全冷却水がこの冷却塔をバイパスするような系統構成になりますので、
0:56:50	この冷却塔に流す流量を調整する温度調整用のものかなというふうになんかちょっと思いましたので、バイパスということで終了にはしてないというふうな考えだったと思います。
0:57:02	ちょっと事実、なぜこれをメンテナンス用か何かって思えばいいってことですかね。
0:57:07	入寮調整。
0:57:11	日本原燃田仲ですいませんちょっと
0:57:14	私もこっちのものを、
0:57:17	そうですね。規制庁館です。またちょっとこいつ自体を気にしてるっていうよりはバイパスラインをください。
0:57:25	規制庁館です。このライン自体気にしてるというよりは、バイパスラインについて保守の場合のバイパスと、あと片方がつづれたときに、別系統からそっちに補給できるようにするためのバイパスのラインのようなものもあると思っていて、
0:57:40	その時に関して言うと、別にそれが、を期待しなくても設計上大丈夫だけどプラスアルファでやってるからそこも塗らないようにしてるっていう理解でよかったでしたっけっていう、その確認なんかそういうところ、そういう記載をしてるところもあったような気はするんですけど。
0:57:55	はい。日本原燃朝長です。すいませんちょっと確認に手間取ってしまいましたけども、こちらの方につきましては先ほど申し上げました通り基本的にはこの赤のラインがメインで
0:58:07	全量委託と流すというのが通常になっておまして、冗長性を持たせるために、流暢するような形になっており、温度調整のための流暢用のバイパスということで、終了から外しているということになっております。

0:58:22	はい、清野谷です。なぜこの行政様っていうので理解して結局一応計画したいんですけど、さっきも言ったようにバイパスラインいろんなパターンがあるけれど、設計上期待してるものに関しては、安全評価上期待するでもいいんですけど、そういったものに期待してるものについてはバイパスであっても読めるけど、
0:58:38	期待してないものであればならないっていうことでいいですかね。
0:58:47	はい。日本原燃田仲です。今田尻さんおっしゃってる通り安全機能としましてはこちらの方のバイパスには期待していないということなので、資料から外しております。
0:58:57	はい。規制庁館です。例えば水素掃気とかなんですけど、水素掃気も結構バイパス数になってたような気がするんですけど。
0:59:05	もう評価上期待してないんですけど。
0:59:08	はい。日本原燃の田仲です。水素掃気の方につきましてもメインの方を、資料としましてバイパスの方は、
0:59:17	資料から外してるというのが現在の整理でございます。
0:59:20	規制庁タジリ数なんで、資料だけあれば、それで多重化して系統を確保できる形になっているので、プラスアルファの設計は用意はされているけれど資料としては数えないっていう整理ですね。
0:59:32	はい。日本原燃田仲です。その通りでございます。はい。はい、規制庁帯磁率状況は理解しました。
0:59:38	あと、細かな話としては何か
0:59:40	午前中のは
0:59:42	けど判例っていう意味でいうと、何か
0:59:45	色は塗られてる。
0:59:48	もっとありそうなので衛藤%と見て62ページとかとか、何かいろいろありそうな気は
0:59:54	精査してくださいねっていうぐらいで、1、
1:00:00	この資料については自分からは以上です。
1:00:03	はい。日本原燃田仲です。判例等のそういう記載のところの統一化につきましては一律修正させていただきたいと思います。
1:00:12	はい。規制庁館ですよろしくお願いたします。この資料について他の方って何かありますでしょうか。
1:00:22	なさそうであれば大体安全局の方お願いします。
1:00:26	はい。日本原燃田中では代替事例の方ですね、別紙の番号で言いますと、1254になります。
1:00:39	右下のページで言いますと5ページの方に、どういう系統機能があるかというのは他の7-2シリーズと同様になっておりまして、

1:00:49	7ページの方から具体的に就労の考え方ということを設定しております、こちらのAポツ、すみません括弧A-1の内部ループ通水の冷却とこちらの方につきましても
1:01:00	後程後ろの方に系統図、
1:01:04	右下で12ページ出てくるんですけども基本的には先ほどの安全冷却水系の、兼用してるところがない部分になるということで系統としては、同じなんですけども、違うところとしましては外回りから一気通貫して緑で塗っている通り、
1:01:20	全体的なところが大体安全冷却水系というような括りになってるというのがわかる。
1:01:25	ことにはなるんですけども基本的なこのものを冷やすとそういう役割については、系統構成としては非常に同様になっております。同じくですね
1:01:36	10右下13ページの貯槽等への注水につきましても、系統構成としましては16ページの方にありますように、午前中
1:01:45	層理のところで一部注水で使いますという話もあったんですけどもあれと同じような系統構成で、外部から貯層の方に直接注水するとそういうような系統構成というものは、同じになっております。
1:01:59	さらにですねこの右下17ページのコイルに直接注水するものにつきましてもですね系統構成の方につきましてはループ通水と。
1:02:09	接続する位置が異なるというだけで、基本的な外回りとの取り合いとかですねそういうところの考え方については同様になっておりまして、
1:02:19	代替案例の方で初めて出てくる系統としましてはこの20ページの凝縮水への通水というところが、第、安全冷却水系とかとは兼用してないところになりますので、系統構成として初めて出てくるかなというところで、
1:02:36	右下の22ページこちらの方が、外回りの方から、代替安全冷却水系を大体換気設備の凝縮機に供給する系統。
1:02:48	補正を示しているというのが、図2-4の(1)(2)というようなものになっております。で、23ページ以降がですね主流路のフロムツェを江原しているものになっておりまして、資料の構成としましては、基本的に
1:03:07	26ページ7ページにありますように、
1:03:13	すでに前段の一つ(イ)の主流の設定の考え方で使いました系統図を基にですね、このFDが割り当てられてるかというのを、関連づけを明確化しているというようなものになっておりまして、
1:03:27	この絵で、改めて見せるところというのはこの26ページじゃなくて27ページの方だと、具体的なそれぞれの

1:03:37	先の設備との取り合いというところを示しておるのですが、実際のこのループの構成につきましては、
1:03:47	安全冷却水系で示したのと同じような絵を示し、になっております。
1:03:53	こちらの方がループへの通水で次の 28 ページからが、貯槽への注水ところになってるんですけども、こちらの示し方もですね、31 ページに、
1:04:04	全体的な系統の概略、32 ページもそうですね。あるので、こちらの方も同様になっております。
1:04:11	で、以降、変わっているところとしては特にですね、
1:04:17	なくて、40 ページ以降の方が終了としない考え方というところを示してるんですけどもこちらの方は基本的に
1:04:26	S A で使う主、主要なラインを、
1:04:30	示しているというところで、設定するところで、特に留意事項というのはないというふうに書いております。41 ページ以降がですね、耐震の考え方を
1:04:40	他の設備とですね同様に整理してフロムツで整理しているというような結果を示しております。はい。
1:04:47	大体安全冷却水系のあらかたの説明としては以上になります。
1:04:58	はい。規制庁館です。
1:05:00	一応佐瀬資料館の整合整理って意味で確認しておきたいんですけど、さっき安全冷却水系が書かれていて、今回の代替安全冷却が書かれてる
1:05:08	けど、安全冷却水系の方でも S A を書いていたと思うんですけど、あれって何の位置付けで書いてんでしたっけ、代替冷却ベッド書くような形で今肥料が作られてると思うんですけど。
1:05:18	あそこのところろで D S A 兼用示すためですかね。
1:05:23	はい。2 本 0 タナカです。おっしゃる通り、
1:05:27	安全冷却水系ですと赤がデービーの主ルール緑が S A の終了ということで、B と S A が兼用するところにつきましてはデービー側で整理することになっておりましたので、安全冷却水系側の方につきましても、緑色というところを示していたというような資料の構成になっております。
1:05:46	はい、規制庁タジリ数なので代替案全例カクウと言っても奥川からは相川新田。
1:05:53	引っ張ってきて配管つないで、小出筒井だろうが
1:05:58	容器や衛藤共済の直接水であろうが、結局つなぐ先だけの問題であって、つなぐところを明確にしてそこのところに色塗りしましたよっていうふうに示してるってことですかね。その中の一部については利便性兼用のやつのところはさっき上川
1:06:12	けど、

1:06:13	瀬谷オリジナルで書かれてるさっきの
1:06:22	はい。日本原燃田仲で、その通りでございます。はい。
1:06:25	規制庁田尻です。大体安全系なんてSF-1から何かあった。
1:06:33	タカハシ、軽微なものですけどよろしいですか。
1:06:36	規制庁高橋です
1:06:39	おそらく誤記とかちょっとセンサーの類の話になると思いますが、念のため確認ということで幾つか聞かせていただきます。
1:06:48	まずと、
1:06:49	通しの7ページのところなんですけれども、
1:06:53	ここで内部ループへの通信連絡について各施設ごとに(1)から(5)までだったかな、5006までですかね。
1:07:03	あるんですが、これで括弧の、
1:07:07	ちょっとください。
1:07:08	新野。
1:07:10	板谷ところだけちょっと上から二つ目と三つ目の順番が変わってですねこれ特別に意味があるわけじゃなくて、単になんか整理の問題だけということでしょうか。
1:07:21	屋外から供給された内部ループのところと、可搬型建屋内ホースの順番がここだけ入れ替わってるんですけど特にこれは、
1:07:30	特別な意味があるタナカです。
1:07:34	おっしゃる通りこちらの方特に並びの意図というのはなかったのだからちょっと前処理建屋のところだけはちょっと、
1:07:40	他と違う。
1:07:42	ところであるのでちょっとそこら辺全体で統一したほうがいいかなと思いますんでこちらの方は並びは修正しようかなと思います。はい、わかりました。
1:07:50	それから同様なんですけど中通しの15ページのところですが、
1:07:56	同じく高レベルは、一番最後の6の高レベル廃液の
1:08:01	火災は外から10日建屋内のところだけ一番最後の交通で、一応の一番最後のところでちょっとじゅ14から15ページにわたって最後の記述なんですけど、
1:08:11	安全圧縮空気系の中、機器注水配管ってのはここ1個にまとめられているんですが他のこの5番までの建屋のところでは、設計基準と兼用するっていうのが分かれてるんでこれは何か意味の、
1:08:24	修飾がついてるんじゃないのある意味の違いがもしあるのかなとちょっと思ったんですが、何かありますでしょうか。

1:08:38	例えば 14 ページのウランプール今後出したのだと一番最後の交通は、設計基準対象施設を兼用する安全アップ系のっていう書き方をしてるに 対して 6 番の
1:08:49	高齢廃棄のところの学校のところは、
1:08:52	最後の四つ目のポツにまとめて圧縮空気軒注水配管と書かれてるんです がこれ何か違いがあるのかそれとも、
1:09:01	何なのか、日本原燃田仲です。おっしゃる通りですね違いがあり、あり まして、
1:09:07	レベル以外のところにつきましては、DBとSAでそれぞれ仕様表対象 のものになっているということで兼用というふうに表現されてるんです けども、高レベルの方につきましては
1:09:19	右側で白としないところを使うということで、安全敷く空気系なんです けどそこは注水だけで使うということで、兼用はするというような表現 がないという、
1:09:31	記載になっております。はい。はい。わかりました理解いたしました。 それからですね、
1:09:40	10、16 ページは単なる誤記なので上の図の下の図文図 2-2 の (1) にな ってるの多分下が 2 だと思っんですが
1:09:48	ご確認くださいというだけです。
1:09:49	はい、承知いたしました。
1:09:51	それから、通しの 30 ページなんですけれども、
1:09:59	これは単にフォーマットだけの問題だと思っんですが、下の表の、もう 上の表も下の表も同じフォーマットんなってて、米印でバスのバスの注 釈がついてるんですが、
1:10:10	下の表バツがないように見えるんですがこれはなくてもいいんですよ という確認だけです。
1:10:17	はい。日本原燃田仲です。こちらの方の表 3-3 の方については水素の 未然防止と兼用するものはありませんということで×があるんですけど も、再発防止の方は注水と、
1:10:28	運用するというふうなものになっておりますので×がないということな のでアスタリスクがないというような記載になっております。はい。
1:10:36	飯山住宅跡取り連絡が書いてるというぐらいのことですね。
1:10:40	すいませんそういう意味で言うと、人間のタナカでさ、表 3-4 だと、 アスタリスク自体がないのでこの済んはい。
1:10:48	今日中にバツテンがないのでな。
1:10:51	削除してもいいかなと思いますのでちょっとこちらの記載の方見直し、 そこは適とどちらがいいか検討していただければと思います特にあの、 はい。はい、わかりました。はい。

1:11:02	それからですね、ちょっとすみませんちょっとお待ちください。
1:11:08	あ、そうか、さっきちょっと話があったの、なぜね形の確認なんです が、26 ページ 27 ページの図のところ、
1:11:17	図のタイトルのには、
1:11:21	20 図の 26 ページの方の 3-1 図のうちの格好で、第 1 取水室を辛かった テーマで、高久伊達の内部ループ通水接続工場の通水となっていて、
1:11:33	次に 17 ページの方は、通水接続孔から冷却対象とそ一つまでなってる んですけど、
1:11:42	26 ページの方は一応、広く全体が、
1:11:45	ていうか何か 27 ページの部分をはい。
1:11:48	大まかに言うが入ってる図になってるというふうに考えていい。
1:11:51	消火用は 27 ページ、詳細が書かれてるという意味。
1:11:57	はい。日本原燃田仲ですおっしゃる通り 26 ページの方は全部を示すと いうことで示しております、27 ページのほうになりますと負荷先が前 処理建屋に限定した系統図になっておりますので、
1:12:09	26 ページに含まれている部分を拡大するような、拡大というかですね、 クローズアップするような形で、27 ページというものを示して、2 フジ ノ取り合い等を明確している、しているとそういうような資料の構成に なっております。
1:12:21	はい。なのでわかる 26 ページのこの図の 3-1 の括弧書きは特にその詳 細になってない部分のところを見、見て欲しいという意味でこういう書 き方をしてるという理解ですね。
1:12:32	はい。海野タナカでその通りでございますこちらの全貌を見ていただく ような図になっております。
1:12:38	はい。
1:12:39	わかりました。それから、
1:12:44	すみません。
1:12:49	規制庁高梨です。すみません。
1:12:53	そうか。
1:12:55	これ倉島さんの動きだと思いますけど 36 ページの図の
1:13:00	3 の図の 3-6 図のタイトルの各後ろの括弧書きのところですねこれは多 分、
1:13:07	さっきの今直前に書く話とか。関連すると思いますが、
1:13:13	前の 36 ページの 3-5 図と全く同じこの括弧書き、タイトルになってる んですけどここを多分名称、
1:13:21	さっきのと合わせると変わる。
1:13:23	ような気がするんですがいかがでしょうか。

1:13:29	要は、3-5 図と 3-6 で全く同じそのままになってるんですけど、それで大丈夫でしょうかという確認なんですよ。
1:13:41	はい。日本原燃棚田さんのご指摘の通りになっておりますので、こちらの方の疑義修正させていただきたいと思います。
1:13:49	はい。それから、
1:13:51	これは単純な確認だけで本当に金の確認ですけど、
1:13:55	38 ページと 39 ページの図というのは、37 ページにあるこの業種系の通水の二つのポツ、
1:14:06	それぞれ順番に表しているということで、
1:14:09	よろしいでしょうか。
1:14:12	多分全体であれなんすけど、
1:14:15	あ、そうです前のページの 38、7 の方。
1:14:21	ご認識の通りで、問題ございません。はい。はい。ちょっと図のタイトルが全く同じだったので、ちょっとどういう対応かなというようなあり方でちょっとその辺のところを確認いたしました。
1:14:32	はい。あとはさ、先ほど午前中から含めて出てるように番号付けとかちょっと
1:14:38	直ってないところがあるようなので、そこは同じく精査をしていただければと思います。細かいところが、
1:14:44	ですけども。はい。それからすいません最後に 1 点だけですけども、このちょっと他の資料と跨ってしまって恐縮なんですけど、午前中の確認で、
1:14:54	図何だっけ、これ、何期だったかな。
1:14:59	ちょっと待ってください。
1:15:06	塔槽類廃ガス設備の
1:15:11	中で、39 条の方に示すというような記載があったところの確認なんですけれどもこちらは別紙の 1-2 の 4-1-2-1 ですね、17 ページのところ
1:15:24	で例えばですけども、セルへの導出経路の構築及び云々というところの中で、その 17 ページの二つ目の固まりのところですね、この対応に関する規定機能の系統終了は、
1:15:36	この代替案、案で、安全冷却水系とか、見せつけ他のところに示すと書いてあるんですけどちょっとこの名前、要はセルへの導出計画構築云々という名前が、こちらの
1:15:48	代替冷却水系のちょっと直接出てきてないので、どのようなところに交換、リンクというか示されてるのかってちょっと 1 例でもいいのでちょっと示していただけますでしょうか。

1:16:04	はい。日本原燃田仲です。こちらの17ページの二つ目の段落のところ で他の別紙を読み込んでいるところが、
1:16:13	るんです、あるんですけども、そちらの方に、この案、ちょっとすいま せん。
1:16:19	大体安全冷却水
1:16:22	系も示しております、すいませんもう一度、ご質問、はい、えっとで すね、要は、いわゆる代替案とか他の資料に示すリンクが張られてるん ですけれども、
1:16:36	その書き出しのところのこの黒野堤括弧ですねセルセルへの導出経路 の構築及び代替する排気系による対応というそういう項目が、直接的に こちらの代替安全冷却水系の方に、
1:16:50	なちょっと見当たらないものですからどこ、例えばどういうところと2 個、このシミズというものが書かれてるのかっていう1例をちょっと紹 介いただけますかということなんですが。
1:17:04	はい。少々お待ちください。
1:17:14	日本原燃の瀬川ですちょっと申し訳ございませんちょっと表現のリンク が完全に図れてなかったということですから、であれば明日見直しを
1:17:23	第、申し訳ありません。リンク完全に図れてなかったところは申し訳ご ざいませぬ修正いたしますが、大体安全冷却水系の資料ですねこれな、 何番でしたっけ。
1:17:35	1、2号、4、2ですか。
1:17:38	もう、資料のですね、20ページですね。
1:17:44	20ページのところに凝縮系の通水というのがおります。これを意図した つ森井だったり、はい。
1:17:53	すいませんちょっと表現があってなかったです。はい。以上です。そう いうことであれば何かそれがわかるような関係にしていいただければと思 いますので、ご検討いただければと思います。
1:18:06	はい。私からは、
1:18:10	はい。
1:18:18	ちょっと少しお待ちください。
1:18:32	ちょっと思い出せないので私からは以上ですはい。
1:18:39	はい、院長帯磁率規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:18:45	ないようであれば原燃から振り返りをお願いします。
1:18:49	はい。日本原燃田中です。
1:19:03	はい。
1:19:04	日本原燃高です。それでは、午後の部の振り返りです。安全冷却水系の 方についての仕様表の書き方ですねA系とB系で新生会異なるっていう ところの、

1:19:15	2回申請等含めてですね記載方法を工夫して、
1:19:20	するようにということなのでこちら間、記載の仕方考えたいと思います。あと中の
1:19:27	1ですね弁の位置で隔離するっていうところがちょっとわかりづらくなった図面があったのでそちらの方は修正いたしますその他含めて、代替事例もそうなんですけども、判例等、全体的な精査を行いたいと。
1:19:40	思います。代替事例の方なんですけども、ちょっと記載が、前処理建屋だけ順番違うよっていう話もありましたそういうところも含めて修正します。
1:19:50	あと、全般的にですねちょっと図のタイトルの、
1:19:56	修正が必要だった箇所何ヶ所かありましたのでそちらの方は一律、見直してですね水平展開したいなというふうに思っております。
1:20:04	はい。
1:20:05	そちらの方、振り返りは以上になりますので、午前中もありました通り全般的にですねちょっと上流からの整理、00の話とかもあるので、ちょっとスケジュールの方はこちらのこれ、一旦こちらの方で検討してですね
1:20:19	付け、反映したスケジュールを随時提出させていただきたいと思っております。以上でございます。
1:20:28	規制庁志水です。全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:20:34	今1点細かいことと思いますんでよろしいでしょうか。規制庁高橋です。細かいところで恐縮なんですけれども、作業の代替冷却の資料の26ページのところで、
1:20:47	右方にこの内部ループへの通水による冷却って説明書きが書かれてるところに1ヶ所資金が設備になってるんですけど、
1:20:56	この図の中で、その名前が出てるんですけどそれは構わないんでしょうか。
1:21:02	はい。日本原燃田仲です。そちらもちょっと社内でもするかという話があつてですね、今のところの事務局との調整した結論としてはこちらの右肩の方は各図というふうになっております。
1:21:19	規制庁とかってちなみにこのなんかか加来角谷のこの位置付けが違いみたいなのっていうのはどのように、
1:21:28	定義というか、
1:21:29	理由づけされてるのかっていうのを、差し支えなければ教えていただけますか。はい。基本的な考え方とちょっと個別具体的にちょっとこの辺に触れてないんですけども、基本的に許可で書いてるところは、

1:21:41	安くはないんだけど、ただ同じような文言だとしても、許可で述べていない系統構成であったり、機微な機能等がわかる。
1:21:53	推察されるような場合は、マスキング対象というふうに、こちらの方でルール化しているような状況でございます。はい。規制庁の勝ルールに沿ってということであれば特に私からこれ以上ありません以上です。はい。
1:22:08	店長。
1:22:10	はい。
1:22:11	プリントありますでしょうか。
1:22:15	全然側はよろしいでしょうか。
1:22:20	はい。辨野タナカです。
1:22:21	特にございません。
1:22:26	それに本日のヒアリングを終了したいと思いますので録音を停止します。